

令和 2 年 9 月

江南市議会厚生文教委員会会議録

9月17日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和2年9月17日〔木曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第58号 江南市中心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第59号 江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）  
第1条 歳入歳出予算の補正のうち  
健康福祉部  
教育部  
こども未来部  
の所管に属する歳入歳出  
第3条 地方債の補正のうち  
古知野北部地区複合公共施設整備事業
- 議案第61号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第62号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について  
のうち  
健康福祉部  
教育部  
こども未来部  
の所管に属する歳入歳出
- 議案第65号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第68号 令和元年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第69号 令和元年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 請願第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

請願第6号 国の責任による少人数学級の推進を求める請願  
行政視察について  
研修会について  
市民と議会との意見交換会について

---

出席委員（7名）

|     |       |      |       |
|-----|-------|------|-------|
| 委員長 | 伊藤吉弘君 | 副委員長 | 岡本英明君 |
| 委員  | 宮地友治君 | 委員   | 稲山明敏君 |
| 委員  | 山登志浩君 | 委員   | 三輪陽子君 |
| 委員  | 石原資泰君 |      |       |

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 議長 | 野下達哉君 | 議員 | 河合正猛君 |
| 議員 | 古池勝英君 | 議員 | 堀元君   |
| 議員 | 片山裕之君 | 議員 | 宮田達男君 |
| 議員 | 長尾光春君 |    |       |

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

|           |       |     |       |
|-----------|-------|-----|-------|
| 事務局長兼議事課長 | 松本朋彦君 | 副主任 | 前田昌彦君 |
| 主事        | 山田都香君 |     |       |

説明のため出席した者の職、氏名

|                    |       |
|--------------------|-------|
| 市長                 | 澤田和延君 |
| 教育長                | 村良弘君  |
| 健康福祉部長             | 栗本浩一君 |
| 教育部長               | 菱田幹生君 |
| こども未来部長兼こども未来部保育課長 | 村井篤君  |

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 高齢者生きがい課長           | 貝 瀬 隆 志 君 |
| 高齢者生きがい課主幹          | 間 宮 徹 君   |
| 高齢者生きがい課副主幹         | 栗 本 真由美 君 |
| 福祉課長兼基幹相談支援センター長    | 倉 知 江理子 君 |
| 福祉課主幹               | 大 矢 幸 弘 君 |
| 健康づくり課長兼保健センター所長    | 平 野 勝 庸 君 |
| 健康づくり課主幹            | 中 山 英 樹 君 |
| 健康づくり課副主幹           | 青 山 啓 子 君 |
| 健康づくり課副主幹           | 脇 田 亜由美 君 |
| 保険年金課長              | 相 京 政 樹 君 |
| 保険年金課主幹             | 影 山 壮 司 君 |
| 教育課長                | 茶 原 健 二 君 |
| 教育課管理指導主事           | 伊 藤 勝 治 君 |
| 教育課主幹               | 夫 馬 靖 幸 君 |
| 教育課副主幹              | 千 田 美 佳 君 |
| 学校給食課長兼南部学校給食センター所長 | 仙 田 隆 志 君 |
| 学校給食課副主幹            | 瀬 川 雅 貴 君 |
| 生涯学習課長兼少年センター所長     | 可 児 孝 之 君 |
| スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長  | 中 村 雄 一 君 |
| スポーツ推進課副主幹          | 宇佐見 裕 二 君 |

|           |           |
|-----------|-----------|
| こども政策課長   | 稲 田 剛 君   |
| こども政策課主幹  | 平 野 優 子 君 |
| こども政策課副主幹 | 石 田 哲 也 君 |

|          |           |
|----------|-----------|
| 保育課指導保育士 | 真 野 桂 子 君 |
| 保育課主幹    | 矢 橋 尚 子 君 |
| 保育課副主幹   | 横 井 貴 司 君 |

---

陳述出席者（3名）

請願第6号 荒 木 桂 子 君、鈴 村 典 子 君  
杉 本 恵 子 君

○委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様がおそろいになりましたので、ちょっと早いですがけれども、ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

初めに、少し御挨拶をさせていただきます。

今週は非常に涼しい日が続いております、朝夕ですけれども。本当に1週間前の日曜日は非常に蒸し暑くて、私も毎朝散歩しているんですけども汗がだらだらで、今週の月曜日から非常に涼しい日が続いて、本当に散歩していても非常に気持ちがいいという日が続いて、これからずっとこういう日が多分続いていくと思いますので、そうした中でやはりクーラーによる寝冷えに注意していただきたいということでテレビでやっておりましたので、朝は風邪を引きやすいですので、ぜひともタイマーをかけて、朝までクーラーをつけておかないようにとテレビで言っておりましたので、よろしく願いいたします。

それでは、涼しくなってきましたけど、今委員会はクールビズも可として進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症の予防のため、マスクの着用につきましても適宜といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る9月2日に9月定例会が開会されてまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも本市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます、簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

ここで、市長は公務のため退席されますので、よろしくお願いいたします。

本日の委員会の日程でございますが、付託されております議案第58号 江南市心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてをはじめ9議案と請願第5号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書をはじめ請願2件の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序につきましては、付託順により行います。

委員会での発言につきましては、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されてございます。質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださいませよう、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、委員外議員の発言につきましては、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されてございます。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後で、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力賜りますようよろしくお願いをいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

---

### 議案第58号 江南市心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長 最初に、議案第58号 江南市心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、議案第58号につきまして御説明申し上げますので、議案書の22ページをお願いいたします。

令和2年議案第58号 江南市中心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

23ページから25ページにかけて、江南市中心身障害者小規模授産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○稲山委員 26ページの新旧対照表で、1点教えてほしいんですけど、(2)の旧のほうは「児童相談所が判定を行った知的障害者の知能指数が75以下の者」から「知的障害と判定され、都道府県知事より手帳の交付を受けた者」に新しく変わったということだと思っておりますけれど、この「手帳の交付を受けた者」という知的障害者の方というのは、どこでどういった判定でこういった交付を受けることになるのか、今までは一定の「知能指数が75以下の者」と規定をされておったわけなんですけど、この「手帳の交付を受けた者」というのはどういった規定で受けた者に変更されたのか、ちょっと教えてほしいと思います。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 手帳の交付に関しましては、今までと今後も変更はございません。今までどおり、小児、子供、18歳未満に関しましては、一宮児童相談センターにおきまして判定をしていただいて、手帳が交付されます。18歳以上になりますと、中央児童・障害者相談センターという、名古屋市にございます、そういった機関におきまして判定を受けるという形になりますので、手帳の交付に関しての手續に関しての変更はございませんが、条例改正に伴い、規定の整理を行うということで、こういった文言に整理をさせていただいたということでございます。

○稲山委員 言っておることが違うんですけど、判定の基準はどうやってやるんだということを聞いておる。今までは「75以下の者」といってしっかり書いてあるんですけど、今度は「交付を受けた者」と書いてあるんですけど、だからその「交付を受けた者」というのは、どういった基準で「交付を受けた者」なのかということ。



○福祉課長兼基幹相談支援センター長 失礼いたしました。

「知能指数が75以下の者」という手帳交付の基準につきましては、変更はございません。今までどおりでございます。

○稲山委員 新旧ともども一定のレベルというのは知能指数が75以下の者だということは変わりはないといった話で、この条例の新旧の新というのは、上からのこういった文言に変えただけだという話でいいわけだね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 すみません、確認をさせていただきたいんですが、この条例改正というのは、指定管理者へ市長からの権限移譲ということだと思うんですけど、この時期にこういう改正が行われた訳というのが、何か今までで不都合があったとか、そういうことがあったんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 まず今回の改正のタイミングでございますが、指定管理の期間が令和2年度末で5年の期間を終了いたしまして、令和3年度からまた新たに協定書を取り交わすというタイミングでございますので、今回のタイミングとなったものです。

それから、改正の理由でございますが、現在、障害者の方に対するサービスの受給決定に関しましては市が行っておりまして、実際に施設を利用する場合の施設利用に関する施設との取り交わしに関しましても市のほうでしております。実際には、具体的には施設と直接細かいところの打合せを保護者の方がしていただいて、決まったところで市の窓口に来ていただいて利用許可の申請をしていただくという、そういった流れでございまして、利用者にとりましては、施設とのやり取りと市とのやり取りが混在するということが分かりづらく煩雑な状況がございましたので、利用に関しましては指定管理者とのやり取りで一本化できるようにということをするものでございます。

それから、利用に関する自己負担金、課税世帯の方に関しましては自己負担金が伴いますが、その負担金の請求、徴収に関しましても、市が行ってありましたものを、このタイミングで直接施設とのやり取りをしていただくというところで、利用者にとっての手续が明確化、簡素化されるものであるということで、今回の改正をさせていただきたいと思った理由でございます。

○三輪委員　それで、例えば利用料がかなり急に高額になるとかそういうようなことはなくて、そういうことのチェックはできるということでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　その辺りのチェックは、ほかの事業所、今回のこの小規模授産施設に関しましては市の指定管理でございますが、ほかのサービス事業所の関係のチェックと同様に、今までどおり市のチェックはできるものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 39 分　休　憩

午前 9 時 39 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第58号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第59号　江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長　続きまして、議案第59号　江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、議案第59号について御説明申し上げますので、議案書の31ページをお願いいたします。

令和2年議案第59号　江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

32ページ、33ページには、江南市在宅障害者デイ・サービス施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時40分 休 憩

午前9時40分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第59号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）

### 第1条 歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

### 第3条 地方債の補正のうち

古知野北部地区複合公共施設整備事業

○委員長 続きまして、議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こ

ども未来部の所管に属する歳入歳出、そして第3条 地方債の補正のうち、古知野北部地区複合公共施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第60号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）の高齢者生きがい課の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について説明をいたしますので、議案書の46ページ、47ページをお願いいたします。

中段の15款1項1目1節社会福祉費負担金でございます。

はねていただきまして、48ページ、49ページをお願いいたします。

最上段の16款1項1目1節社会福祉費負担金でございます。

続きまして、その下の2項2目1節社会福祉費補助金のうち、高齢者生きがい課所管分の介護施設等整備事業費補助金でございます。

はねていただきまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

中段の21款5項3目1節過年度収入のうち、高齢者生きがい課所管分の令和元年度分低所得者保険料軽減の国庫及び県費の負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

56ページ、57ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額は622万5,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[発言する者あり]

○委員長　ないですかね。

〔「はい、別にないです」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課所管の歳入から御説明を申し上げますので、議案書の46ページ、47ページ中段をお願いいたします。

15款2項2目3節生活保護費補助金でございます。

次に、50ページ、51ページ中段をお願いいたします。

21款5項3目1節過年度収入でございます。福祉課分は、説明欄の令和元年度分生活保護介護扶助費国庫負担金精算金、以下7項目でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

58ページ、59ページ中段をお願いいたします。

3款1項2目障害者福祉費で、補正予算額561万7,000円でございます。

事業内容につきましては、右側説明欄の社会福祉施設等整備費補助事業では、社会福法人に対しまして施設整備費を補助するものでございます。

次の障害者自立支援医療給付事業は、障害者自立支援医療給付費の令和元年度分の国庫及び県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

その次のわかくさ園維持運営事業は、わかくさ園における新型コロナウイルス感染症対策として、衛生用品や空気清浄機等の備品を購入するものでございまして、この事業に対しましては特定財源として新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金が全額財源措置をされますので、歳入予算に計上をしております。

少し進んでいただきまして、64ページ、65ページをお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額6,880万8,000円でございます。

事業内容につきましては、右側説明欄の生活保護事業でございます。令和元年分の医療扶助費及び生活等扶助費国庫負担金及び生活保護費国庫補助金の精算に伴う返納金でございます。

その次の生活保護システム運用事業は、日常生活支援住居施設の創設に伴うシステム改修費でございます。なお、この事業に対しましては特定財源と

して国庫補助金が2分の1財源措置されますので、歳入予算に計上をしております。

その次の生活困窮者住居確保給付金給付事業と、その次の被保護者就労支援事業、またその次の生活困窮者自立相談支援事業は、いずれも令和元年度分の国庫負担金の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 65ページの先ほどのシステム改修のところで、日常生活支援住居施設の創設というのがあるんですけども、この施設の創設というのが、どこにどんな施設ができたということでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 昨年6月に生活保護法が改正をされまして、日常生活支援住居施設というものが創設をされまして、令和2年4月より施行となっております。これに伴いまして、生活保護の事務システムの改修が必要になったものでございます。

この日常生活支援住居施設というものは、居宅で日常生活を送ることが困難ですけれども救護施設などの社会福祉施設の入所対象とならない生活保護受給者が、必要な支援を受けながら生活を送る場として創設をされました。

今まで無料低額宿泊所というものがございましたが、その中でもサービスの質が確保された無料低額宿泊所が、県に申請をいたしまして日常生活支援住居施設と登録をされた場合にこの事業を実施していくというものでございますので、無料低額宿泊所の質を高めるといいますか、問題のある宿泊所、宿泊施設から、いろいろなところがございましたので、県としましてもサービスの質を確保するためにこういったものを創設したというものでございます。

○三輪委員 市内にどこか施設が新しくできたというわけではないんですね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい、市内にはございません。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて保険年金課について

審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○保険年金課長　それでは、令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）の保険年金課の所管につきまして説明をさせていただきます。

歳入でございますが、議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

中段、21款5項2目11節雑入で、保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費、以下2項目でございます。

その下、1節過年度収入、保険年金課所管の令和元年度分後期高齢者医療療養給付費負担金精算金でございます。

続きまして、歳出でございますが、58、59ページをお願いいたします。

最下段の3款1項3目社会保障費の後期高齢者人間ドック助成事業は、財源更正を行うものでございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでございますので、続きまして健康づくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　それでは、令和2年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

歳出のみになります。

恐れ入りますが、議案書の66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目健康づくり費で、補正予算額は96万6,000円でございます。

内容につきましては、67ページの説明欄をお願いいたします。

母子保健事業で2万1,000円の補正を、子育て世代包括支援センター運営事業で1万6,000円の補正を、養育医療給付事業で92万9,000円の補正をお願

いするもので、いずれも国庫または県費の精算に伴う返納金でございます。

以上で、健康づくり課所管の補正予算についての説明を終わらせていただきます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて教育部生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして、歳出にて御説明させていただきますので、議案書の60ページ、61ページをお願いいたします。

上段、3款1項5目学習等供用施設費で、補正予算額は10万6,000円でございます。

次に、はねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段、10款4項1目生涯学習費で、補正予算額は3,835万2,000円でございます。

右側説明欄、77ページをお願いいたします。

少年センター維持運営事業で1万5,000円、公民館維持運営事業で14万8,000円。

はねていただきまして、78ページ、79ページをお願いいたします。

上段、公民館運営事業（新型コロナウイルス感染症対策）で7万1,000円、古知野北部地区複合公共施設整備等事業で3,818万9,000円でございます。

その下、中段の10款4項2目文化交流費で、補正予算額は1,612万1,000円でございます。

右側説明欄をお願いいたします。

市民文化会館維持運営事業で1,610万6,000円、その下、歴史民俗資料館維持運営事業で1万5,000円の補正予算でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。



- 委員長　　ありがとうございました。  
これより質疑を行います。  
質疑はございませんか。
- 山委員　　公民館等への新型コロナウイルス感染症対策ということで、内容は別に問題ないと思うんですけど、寄附金が充てられるということですけども、この寄附というのは、先日の本会議の議案質疑でもあったと思うんですけど、小学校、中学校に寄附された方と同じ方なのか、また別の方なんですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　すみません。小学校、中学校の方をちょっと把握しておりません。
- 教育部長　　小学校、中学校の寄附の方とは別の方です。別の方から、複数の方から寄附があったものについて、それぞれの施設のほうに寄附を充てたということでございます。
- 山委員　　そうしますと、新型コロナウイルス感染症対策で使ってくださいということで、教育委員会に対して指定があったのか、市に寄附があって、市として教育委員会の中で使ってくれという判断になったんですか、どちらですか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　市に対して、新型コロナウイルス感染症対策で使ってほしいということで御要望がありましたということです。
- 山委員　　分かりました。
- 委員長　　ほかに質疑はございませんか。
- 三輪委員　　79ページの古知野北部地区複合公共施設のところで、工事監理委託料というのと解体工事費というのが別々であるんですけど、この監理するところと工事するところは別の会社ということでしょうか。
- 生涯学習課長兼少年センター所長　　今、古知野北部地区複合公共施設につきましては、設計委託を行っています。監理委託につきましては、設計委託を行っている業者にお問い合わせするという形になっております。工事業者につきましては、これから入札を行いまして決定をしていきたいと考えておりますので、別の業者になります。
- 委員長　　ほかに質疑はございませんか。

○稲山委員 古知野北部地区複合公共施設整備事業なんだけど、この備品移設料の56万9,000円なんだけど、これはどういったものが備品として移設されて、下の委託料で廃棄される備品というのがあるんだけど、移設する備品と廃棄する備品というのはどういったことで分けられたのか、また備品の移設料の中に、その保管場所のお金というのは入っておるのか、その辺をちょっと教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 今回の備品移設料につきましては、今回、古知野北公民館で活動されているサークルの方への、代替施設が見つからなかったサークルの方に藤里小学校のほうの教室を代替施設として考えたということで、そちらのほうに使用する備品及び、これは学校と協議いたしました、今の建て替え後に使う備品につきましても一応保管を、置かせていただけるということでしたので、そちらの備品を移設いたします。

廃棄備品につきましては、古くなったり、壊れたり、使えなかったりするものにつきまして、ちょっと精査をいたしまして、こちらにつきましては廃棄をするということで、こちらの処理委託料となっております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 同じく79ページの市民文化会館の管理料のことなんですけれど、これは新型コロナウイルス感染症の影響でいろいろイベントができなかったということで、この1,600万円追加というのは仕方がないと思うんですけど、今後、これから対策をしながらイベントなんかは進めていくのか、ちょっと今後どうしていく方針、何とかこれを減らしてもらいたいと思うんですが、何か方針がございませうでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 イベントにつきましては、今、市民文化会館のほうでは入場制限がかかっております。そちらの制限がまた県などで見直しがあるかもしれませんが、今の状態で可能な限りイベントができるようにということで、こちらはモニタリング等を通じて、指定管理者のほうにお話をさせていただいております。なるべく今の入場制限をクリアする段階で、新型コロナウイルス感染症対策をしながら、可能な限りイベントのほうはやっていきたいと考えております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて教育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○教育課長 教育課の所管の補正予算につきまして、歳出で御説明申し上げますので、議案書の74ページ、75ページをお願いいたします。

上段の10款1項2目教育環境費で、補正予算額は5,000円でございます。特定財源といたしまして、全額、市内在住の方から頂きました新型コロナウイルス感染症対策寄附金を充ててまいります。

続きまして、下段の表、10款2項1目小学校費で、補正予算額は150万円でございます。特定財源といたしまして、全額、布袋地区在住の方から頂きました寄附金を充ててまいります。

はねていただきまして、76ページ、77ページをお願いいたします。

上段の10款3項1目中学校費で、補正予算額は100万円でございます。特定財源といたしまして、全額、布袋地区在住の方から頂きました寄附金を充ててまいります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いをいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課所管につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明させていただきますので、議案書の80ページ、81ページをお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費、都市公園等運動施設維持運営事業につきまして118万6,000円の増額補正をお願いするもので、河川占有物撤去及び復旧

委託料246万2,000円の増額補正と、河川占有物撤去及び復旧訓練委託料127万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、緊急の対応が必要でありましたので、予算流用で対応させていただき、議決後、流用戻しをしてまいります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○稲山委員 河川占有物撤去及び復旧委託料の246万2,000円ですけれど、基本的にこの約250万円の復旧委託料があればグラウンド施設のこういった緊急事態における移設とかそういったものというのは賄えるという判断でよろしいですか。これ以外に、今回は河川敷なんだけど、ほかの部分でこういった緊急的に何かしなければいけないようなことというのは出てくるのかどうかだけ教えてほしいんですけど。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 今回、草井町のグラウンドと中般若町のグラウンドと2か所ございまして、施設について全て対象のものが撤去の対象になりましたので、対象としては全てのものが含まれていると考えています。

○稲山委員 はい、分かりました。そうすると、約250万円ぐらいの、何かあったときはその予算立てですぐに対応できるといったことでいいと思いますので、よろしくお願したいと思います。

○委員長 はい、分かりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○こども政策課長 令和2年度江南市一般会計補正予算（第6号）のうち、こども政策課所管の補正予算について御説明いたします。

議案書の50ページ、51ページをお願いいたします。

50ページ、51ページの中段でございます。

初めに、歳入でございます。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入で、こども政策課分は、中段やや下で、令和元年度分子ども・子育て支援交付金精算金、ほか1項目でございます。いずれも令和元年度分の国庫交付金等の精算に伴い、受け入れるものでございます。

次に、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、60ページ、61ページをお願いいたします。

60ページ、61ページの中段でございます。3款2項1目こども政策費、補正予算額は816万7,000円でございます。

内容につきましては、61ページの説明欄をお願いいたします。

ファミリー・サポート・センター事業は6万5,000円の補正を、その下、子育て短期支援事業は1万5,000円の補正を、その下、要保護児童対策事業は1万5,000円の補正、その下、児童・遺児手当等事業のうち、児童扶養手当事業は99万6,000円の補正を、児童手当事業は60万3,000円の補正を。

そして、はねていただきまして、63ページの上段でございます。母子生活支援施設措置事業は155万4,000円の補正を、母子・父子家庭自立支援給付事業は403万3,000円の補正を、次に未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業は88万6,000円の補正をお願いするもので、いずれも令和元年度分の国庫負担金と県費負担金の精算に伴う返納金でございます。

続いて、また少し飛んでいただきますが、74ページ、75ページをお願いいたします。

74ページ、75ページ中段やや下、10款1項3目放課後児童費、補正予算額は600万4,000円でございます。

隣の75ページの説明欄をお願いいたします。放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）は600万4,000円の補正をお願いするもので、こちらにつきましても令和元年度分の国庫交付金の精算に伴う返納金でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、続いて保育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士 それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、議案書の48ページ、49ページの最下段に、18款1項3目2節児童福祉費寄附金、寄附金、50ページ、51ページの下段に、21款5項3目1節過年度収入、令和元年度分私立幼稚園授業料等軽減県費補助金精算金はじめ3項目を掲げております。

歳出につきましては、62ページ、63ページの中段に、3款2項2目保育費、保育園保育等事業、子ども・子育て支援事業を掲げております。内容につきましては説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休 憩

午前10時10分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第61号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続きますして、議案第61号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、保険年金課所管の補正予算について御説明をさせていただきますので、議案書の83ページをお願いいたします。

議案第61号 令和2年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

はねていただきまして、84ページから87ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。続きますして、88ページ、89ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

7款1項1目はその他繰越金でございます。

その下は、今回の補正の歳出でございます。

5款1項1目は基金積立金で、補正予算額は8,829万7,000円でございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時12分 休 憩

午前10時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第61号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 議案第62号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

- 委員長 続きまして、議案第62号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いします。

- 高齢者生きがい課長 それでは、議案第62号につきまして御説明をいたしますので、議案書の91ページをお願いいたします。

令和2年議案第62号 令和2年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、94ページから95ページには歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、96ページ、97ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

6款1項4目低所得者保険料軽減繰入金は、現年度分及び過年度分の低所得者保険料軽減繰入金で146万5,000円でございます。

その下、2項1目基金繰入金は145万7,000円の減額補正でございます。

続きまして、中段の7款1項1目繰越金は、前年度繰越金で2億669万4,000円でございます。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

98ページから101ページまでは、歳入予算の補正に伴う財源更正でございます。

102ページ、103ページをお願いいたします。



上段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は1億823万1,000円でございます。

中段の4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費及び、はねていただきまして、104ページ、105ページ上段の4款3項1目包括的支援事業・任意事業費は財源更正でございます。

続きまして、下段、6款1項1目償還金及び還付加算金の補正予算額は9,847万1,000円でございます。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時15分 休 憩

午前10時15分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第62号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

議案第64号 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

○委員長　　続きまして、議案第64号　令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法でございますが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますのでよろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いします。

○高齢者生きがい課長　　それでは、議案第64号、令和元年度江南市一般会計決算認定の高齢者生きがい課の所管について御説明をさせていただきますので、事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

最上段の12款1項1目1節社会福祉費負担金の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、中段の13款1項2目1節社会福祉使用料で、備考欄の高齢者生きがい課所管分、老人福祉センター目的外使用料（電柱）から高齢者生きがい活動センター目的外使用料（郵便ポスト）までの6件でございます。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

最下段の13款2項2目1節社会福祉手数料で、備考欄の高齢者生きがい課所管分、事業者指定手数料及び、はねていただきまして、66ページ、67ページ最上段の事業者指定更新手数料でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

上段の14款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、72ページ、73ページをお願いいたします。

上段の14款4項2目2節社会福祉費交付金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

次に、下段の15款1項1目1節社会福祉費負担金で、高齢者生きがい課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、74ページ、75ページをお願いいたします。

中段の2項2目1節社会福祉費補助金で、高齢者生きがい課所管分の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金から老人クラブ助成費補助金までの3件でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、86ページ、87ページをお願いいたします。

20款5項2目11節雑入のうち、備考欄の中段にございます高齢者生きがい課所管分の緊急通報システム実費徴収金でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

中段の3目1節過年度収入で、高齢者生きがい課所管分の平成30年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きく飛んでいただきまして、162、163ページをお願いいたします。

中段の3款1項1目高齢者福祉費、備考欄、人件費等から、進んでいただきまして、167ページの備考欄の下段、敬老事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○山委員 歳出で167ページの敬老会事業についてお尋ねしますが、記念品はもう数年前から75歳の到達者のみに限るということで削減されているんですけど、75歳の方に対しての記念品90万6,000円ということですが、実際に記念品を受け取っている方の割合というのはどれぐらいなんですか。もらいに来ていない方も少なからずいらっしゃるんですか。

○高齢者生きがい課長 敬老会の市内に在住75歳以上高齢者を対象にして行っております記念品の配付でございます。

案内状を送付いたしました75歳到達者は1,315人ございました。敬老会に実際に出席をされた方が394人、その後、後日引換えに見えた方が493人でございますので、887の方が記念品を受け取られておられますと。

○山委員 当然、全員が受け取りに来るとするのは考えづらいし、手間の間

題もあると思うんですが、余ったのは多分福祉施設とかに寄附されていると思うんですが、やっぱり全員分用意しなきゃいけないんですか。今の実績だったら、例えば対象者の8掛けとか、そういうことでも対応できると思うんですけれども。もちろんそういう福祉施設で役立ててもらったのなら、それはそれでいいんですけれども、その点どうお考えですか。

○高齢者生きがい課長 おっしゃられたとおり、1,300人全ての数を用意したわけではなくて、令和元年度につきましては1,050を用意させていただきました。残りの163は福祉施設のほうへ持っていったということでございます。

○山委員 だから、75歳の方の人数分を用意したんですか、していないんですか。

○高齢者生きがい課長 しておりません。

○山委員 分かりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 163ページの介護サービス費負担軽減事業というものなんですが、854万9,189円で、これは去年が916万2,858円で、ちょっとかなり減っているんですけれど、今、訪問介護の需要が増えていると思うんですけど、成果報告書の202ページでも介護が必要な方が増えているというか、サービスの質の確保とか人材確保とか書いてあるんですが、この減っているというのは軽減を申し込む方が減ったのか、ちょっともしこの理由が分かれば教えてください。

○高齢者生きがい課長 訪問介護利用者負担軽減対策事業ということで、訪問介護、ホームヘルパーですね、こちらを使われる方の利用者の負担軽減をずっと図ってまいりました。

実際に利用されている方が徐々にこちらのほうは減ってきております。訪問介護自体がやはり委員が言われた人材不足といったところもあるかとは思いますが、実際にはその利用者数というのが徐々に減ってきておると。

一方、通所のほうですね、デイ・サービスであるとか、そういったところの利用者が伸びてはいますので、こちらのほうにシフトしているのかなとい

うふうに考えております。

○委員長 いいでしょうか。

○三輪委員 すみません、続きでごめんなさい。

新型コロナウイルス感染症のこととかもあって訪問介護とかいうのをちょっと控えたりということがひよっとすると2月、3月あったのかもしれないと思うんですけども、今、介護サービスのほうが、要支援の方がちょっといろいろ使いにくくなっているというか、申し込みにくくなっているような状況もあって、本当は訪問介護をしてほしいんだけど、ちょっとなかなか申し込めないというのがあるのではないかという、ちょっとそういう危惧もありますので、実情をよく見ていただいて、本当に必要なければいいんですけど、必要な方へのサービスが減らないようにしていただきたいなというふうに思いますので、お願いします。

○委員長 要望ですね。要望ということで、よろしくお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員 日常生活支援事業の中の……。

○委員長 何ページ。

○岡本委員 ページ数でいきますと165ページです。緊急通報装置設置委託料についてなんですけれども、こちらのほうは福祉電話のほうも何か21台あるということみたいなんですけど、これの違いをまずちょっと教えていただきたいんですけども。緊急通報装置設置数と福祉電話設置数って、成果報告書にも載っているんですけども、その辺のちょっと、この違いって何なのか、ちょっと分からないので教えていただきたいと思います。

○高齢者生きがい課長 まず初めに、上段の福祉電話の設置ですけれども、こちらは高齢者の方でおひとり暮らしとか、そういった方が固定電話を持っていない場合に、こちらの固定電話の架設を補助するものでございます。実績としましては、令和元年度末で21台の設置を今させていただいているところでございます。

それから、その下にございます緊急通報装置設置委託料でございますが、緊急通報装置というのは、固定電話の回線を通じまして、高齢者の方がもし何か非常事態が起きたときに、ボタンを一つ押すことによって消防等へ通報

が飛ぶようなシステムになっておりまして、こちらのほうの設置を補助しておるといところでございます。令和元年度末で680台の設置を終えているところでございます。

○岡本委員 ありがとうございます。内容は分かりました。

成果報告書の中で、ちょっと誤報の欄が4月から3月までの実績として合計で258件あると出ておりますけれども、こちらにつきましてですが、これによる緊急の出動等があったんでしょうか、お願いいたします。

○高齢者生きがい課長 非常ボタンを間違えて押してしまってコールセンターのほうへつながった場合ですが、まずはコールセンターのほうで確認のほうをさせていただきます。ごめんなさい、間違えて押しちゃったわということであれば、そのまま出動等はしないということですので、そういったところで確認ができている部分もでございます。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 同じく165ページのところで、上段のほうの介護施設等整備費補助事業というのがありまして、成果報告書のほうの249ページで詳しくは書いてあるんですが、今後やっぱりこういう施設がたくさんできていくと思うんですけど、補助について、例えば建設費の何%とか、上限幾らとか、そういうものが市のほうで規定があるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 こちらは、成果報告書の249ページに、委員言われたように詳細が載っております。

令和元年度に建設がされましたのは、グループホームが1件と、それに併設するような形で小規模多機能施設が1件ということで、合計で9,000万円ほどの補助を行っておるところでございます。こちらのほうは、平成30年度に書いてありますが、公募をいたしまして、そこに手を挙げていただいて建設をしたといところでございまして、こちらは全て県からの補助金を100%充てて出しておるものでございますので、市のほうからはこちらのほうは一般財源としては入れていないということでございます。

○三輪委員 ちょっと聞いていることと違うんですが、だから例えば申し込むのに、例えば建設費の何%補助があるとか、補助の基準なんですが、上限

幾らまでとかあるのか、施設の内容によっては違うと思うんですけど、その辺で何か基準があったら、今後こういう施設を造りたいという方が見えたときには、何か基準があれば知りたいと思ったんですが。

○高齢者生きがい課長　先ほども言いましたが、これは全て県費の補助でやっておりますので、その金額等々の規模によって違うと思うんですけども、こちらは全て県のほうで持っておるものでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員　すみません、ちょっと聞きたいのは、高齢者タクシー、165ページですね、この助成事業費ですけども、今回の利用者の件数とかをちょっと教えていただきたいんですけども。

○高齢者生きがい課長　高齢者タクシーの基本料金、48枚つづりのチケットを85歳以上の高齢者の方にお渡ししております。まずお渡しをした冊数ですが、1,130冊をお渡ししております。こちらの歳出予算933万1,930円でございますが、こちらはその中で1万5,573回御利用をされた分の費用でございます。

○岡本委員　今後、利用者の増加が予想されると思うんですけども、増額をされるような予算の方向の予定はあるのでしょうか、お願いいたします。

○高齢者生きがい課長　このタクシーチケットのやり方ですね、48回分の基本料金を補助するというやり方でございますけれども、利用者の増加といったものも当然見込まれますが、一方でいこまいC A Rを選択しておられる方も、利用の仕方によって恐らく違っているんだろうというふうに思います。いこまいC A Rのほうでも相応の市の負担をしているわけですので、こうした市の負担がどうしたやり方が適正なのかといったところについては、今後さらに検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　167ページの老人保護措置事業というのに7,417万5,417円ってかなり高額なんですけれども、すみません、ちょっとよく分かっていないので、どういう方が対象で、市内に何人ぐらいいらっしゃる方の措置ということなんでしょうか。

○高齢者生きがい課長 老人保護措置費に7,416万円という金額を支出しております。こちらのほうは主にほぼほぼ養護老人ホームのサンライフむつみなんですけれども、こちらのほうに身寄りのない高齢者の方で比較的自立生活のできる方を保護するような形で、措置という形で行っておるものでございます。

令和元年度末につきまして、28人の方の分の保護措置費を支払っております。ただ、ほぼほぼサンライフむつみだと言いましたけれども、この28人の方のうちのお一人は碧南市にあります養護老人ホームのほうへ措置として入所されておるという状況でございます。

○三輪委員 その1人の方の理由というのはいかなる個人的なあれですか、もし差し支えなければお聞きしたいです。

○高齢者生きがい課長 一応市内のサンライフむつみにおられたんですけれども、そこを退所されて、碧南市のほうへ移られたと。詳細な事情はちょっと分かりませんが、そういった状況のようでございます。

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

午前10時35分 休 憩

午前10時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、福祉課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 それでは、福祉課の所管につきまして説明をさせていただきます。

決算書の60ページ、61ページをお願いいたします。

まず初めに、歳入でございます。

13款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料のうち、福祉課所管はわかき園目的外使用料（駐車場）はじめ3件でございます。

少し飛んでいただき、64ページ、65ページをお願いいたします。

最下段でございます。13款2項2目民生手数料、1節社会福祉手数料のうち、はねていただきまして、備考欄67ページ上段の在宅障害者地域活動支援センター事業手数料でございます。



次に、68、69ページ上段をお願いいたします。

14款 1 項 1 目民生費国庫負担金、1 節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等給付費負担金はじめ 4 件でございます。

続きまして、やや下の 3 節生活保護費負担金の生活保護医療扶助費負担金はじめ 9 件でございます。

次に、下段の 2 項 2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金と障害者総合支援事業費補助金でございます。

次に、同じページ最下段の 3 節生活保護費補助金の生活保護費補助金でございます。

次に、70、71ページの下段をお願いいたします。

14款 3 項 2 目民生費委託金、1 節社会福祉費委託金のうち、福祉課所管の特別児童扶養手当支給事務費委託金でございます。

続きまして、次の段の 2 節生活保護費委託金の支援相談員配置経費委託金でございます。

はねていただき、72ページ、73ページをお願いいたします。

最下段でございます。15款 1 項 1 目民生費県負担金、1 節社会福祉費負担金のうち、福祉課所管の障害者自立支援給付費負担金はじめ 4 件でございます。

はねていただき、74ページ、75ページ上段をお願いいたします。

3 節生活保護費負担金の生活保護費負担金でございます。

同じページ中段をお願いいたします。

2 項 2 目民生費県補助金、1 節社会福祉費補助金のうち、福祉課所管の特別障害者手当等支給費補助金はじめ 7 件でございます。

はねていただき、76ページ、77ページ最上段をお願いいたします。

3 節災害救助費補助金の被災者生活再建支援事業費補助金でございます。

はねていただき、78、79ページ上段をお願いいたします。

3 項 2 目民生費委託金、2 節生活保護費委託金のホームレス実態調査交付金でございます。

少し飛んでいただき、86ページ、87ページをお願いいたします。

中段でございます。20款 5 項 2 目雑入、11節雑入のうち、福祉課所管の心

身障害者扶助料返納金ははじめ7件でございます。

次に、90ページ、91ページ中段をお願いいたします。

3目過年度収入、1節過年度収入のうち、福祉課所管の平成30度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金ははじめ5件でございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出をお願いいたします。

168ページ、169ページでございます。

上段の3款1項2目障害者福祉費で、右側備考欄、人件費等から175ページ備考欄、下段のわかくさ園維持運営事業までで、最終が177ページ備考欄中段まででございます。

続きまして、182ページ、183ページをお願いいたします。

下段の3款1項4目福祉活動費で、右側備考欄、社会福祉関係団体育成事業から、185ページ備考欄の中段、民生委員推薦会事業まででございます。

続きまして、少し飛んでいただき、210ページ、211ページをお願いいたします。

上段の3款3項1目生活保護費で、右側備考欄、生活保護事業から、213ページ備考欄中段の生活困窮者自立相談支援事業まででございます。

212ページ、213ページの中段をお願いいたします。

4項1目被災者支援費で、備考欄、災害援護事業でございます。

歳出は以上です。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 成果報告書の218ページ、社会福祉関係団体などへの育成支援のところでございますけれども、ここにある社会福祉関係の団体数というのがあるんですけど、主なものでどんなものがあるのか教えていただけますか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 社会福祉関係の団体数が14でございますが、主なものは点訳ボランティアのたまづさ会、それから人形劇グループのわらしべ、手話サークルあけぼの会等で、全部で14団体でございます。

よろしいでしょうか。

○石原委員 ありがとうございます。

この成果状況のところ、参加団体を今教えていただきましたけれども、参加人数が、下のほうに課題が書いてありますけれども、高齢化というところで進展は伸び悩んでいるということでございますけれども、今後何か具体的な対策を考えてみれば、ちょっと教えていただけませんか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 市としての具体的な対策というよりも、社会福祉協議会のほうで団体、ボランティア活動の支援をしていただいておりますし、あとサロン活動のほうも充実をしてきていただいておりますので、そういった社会福祉協議会の支援の充実から、こういった団体の活動の充実につながっていくのではないかとというふうに考えております。

○石原委員 ありがとうございます。

決算書のほうへ行きます。決算書の168ページ、169ページ、基幹相談事業の中にある総合支援協議会事業について教えてください。予算が10万円に対して5万9,000円と金額が減った理由は何でしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 基幹相談事業の中の総合支援協議会事業の報償費、予算10万円に対して5万9,000円という決算でございますが、この報償費は総合支援協議会に参加していただいた委員に対する謝礼金でございます。予算としましては、1人5,000円を5人分、年間4回実施したとしまして10万円で計上しておりましたが、実際会議の開催回数が2回でございましたので、失効率が低下しているという状況でございます。

この総合支援協議会は、必須となっております内容は前年度の事業結果の審議、それから次年度の事業計画についての審議、この2回は必須となっております、そのほかにつきましては課題、議題が上がったごとに追加開催という状況でございますので、4回分の予算に対し、令和元年度は2回という実績でとどまったという状況でございます。

○石原委員 結構です。ありがとうございました。

○三輪委員 同じところなんですけど、基幹相談事業の中で、昨年度が2,234万円から1,959万円にちょっと減っています。それで、特に臨時職員等賃金が439万円から296万円ということでかなり減っていて、成果報告書の252ペ

ージで相談内容とかも書いてあるんですが、相談ニーズが多様化して体制強化というふうに書いてあるんですけども、職員が減っているとしたら、これはどうしてかという理由と、もう一つ、委託のところで、相談事業というのは委託はされているんですが、こちらは民間への相談事業の委託ということなんでしょうか、教えてください。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　まず臨時職員等賃金でございますが、基幹相談事業の臨時職員につきましては、相談支援に関する専門職種の方を臨時で雇いたいということで予算を上げておりましたが、実際には募集をかけましたけれども、該当する方の応募がございませんでしたので、2次募集という形で追加でまた募集をかけましたが、それでも雇うことができなかったという状況がございましたので、事務職で臨時職員を代替をお願いをしたという状況がございます。1時間当たりの賃金の差がございますので、失効率が下がったということでございます。

それから、基幹相談支援センターの委託でございますが、現在は市役所福祉課と社会福祉協議会で基幹相談支援センターの相談業務に当たっております。実際には社会福祉協議会で相談を受けていただく割合のほうが市で直接相談を受ける割合よりも高くなっている実情がございますので、今後は社会福祉協議会のほうの職員を充実させ、社会福祉協議会のほうへ移行をしていきたいというふうに考えております。

- 三輪委員　　確認ですが、そうすると、令和元年度については、基幹相談というのは専門職が相談に当たっていないということですか。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長　　臨時職員でお二人専門職の方を雇う予定でしたが、お一人だけでとどまったという状況でございます。

あと、福祉課の職員に保健師が1人おりますので、その専門職で相談のほうはパート職員と臨時職員と一緒にあって対応したという状況でございます。事務職で雇わせていただいた方につきましては、相談業務ではない、ほかの事務のほうでお手伝いをさせていただくというふうに対応をいたしました。

- 委員長　　よろしいでしょうか。

- 三輪委員　　すみません、じゃあ要望ですが、本当に今いろんなニーズが多様化してというのがあるんですね。だから、本当に1人の方でいろんな障

害を抱えたりしている方もありますので、難しいかもしれないんですが、何とか専門の方を増やしていただいて、本当に相談できてよかったという基幹相談支援センターにしていきたいなと思いますので、要望をお願いします。

○委員長 要望ということでお願いいたします。

○山委員 歳出でお尋ねします。

171ページの地域自殺対策事業ということで、ここではホームページで「こころの体温計」の管理委託料と、あとティッシュだとか何か配る啓発のものだと思いますが、昨年度、あるいは昨年ですが、江南市の市民で自殺をされた方とか未遂者という統計はどう把握されておられるのかということをお尋ねしたいと思います。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 厚生労働省の資料によりますが、令和元年の江南市の自殺者の方につきましては、16名という状況でございます。

○山委員 多分、人口動態調査のデータだと思うんですけども、これは市のほうから県・国に報告を上げていると思うんですけども、今この人口動態調査のデータを引いてきたんですけど、独自には把握されていないんですか。人口動態調査が江南市としての独自の把握という認識なんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 福祉課では把握は困難でございますが、消防署のほうからの数値は把握することができております。

○山委員 今はあまりにも細くなっちゃうんでお尋ねしませんけど、自殺者が今十数人ですね。それ以外に未遂者というのもありますし、救急搬送されていない方での自殺もあるんですよ、多分、警察が直接入っているものについてはそこに上がってこないんで、警察はなかなかこういった情報というのは提供してくれないと思いますけど、そういったことも含めて、自殺者の実態に迫るようなやっぱりデータをきちっと把握するような努力、私のほうから具体策というのはなかなか提案できませんけど、今すぐ、それもちょっと今後お願いしたいということをもまず1点申し上げたいと思います。

それから、これは要望なので結構ですけども、もう一点ですが、ちょっと生活保護の関係でお尋ねしたいと思います。

成果報告書の216ページで、これは事業費としては上がっていません。人

件費の中に含まれるということ、ゼロ予算だと思いますが、これも度々本会議の一般質問などで問題として取り上げておりますが、いわゆる子供の貧困対策ということで、貧困の連鎖をなくすために生活保護世帯、困窮者の世帯のお子さんについてもきちっとやっぱり高校進学をしていただくようなふうには持っていかなきゃいけないということですが、成果の状況100%で、これは結構ですけど、何人そういう対象者がいらっしやったんでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 　　去年は1名でございました。

○山委員 　　それで、ケースワーカーの方と学校、教育委員会、スクールソーシャルワーカーとかいろいろ、学校の先生だとか、そういった方がおられると思うんですけど、福祉と教育の連携というのはどういうふうにされていたんでしょうか。たまたま結果的に進学したというだけで、何か援助、助言はしていないんですか、特段、福祉課としては。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 　　成果報告書の成果と課題の分析のところの最後に記載してございますとおり、担当ケースワーカーが助言を行い、相談に応じるという対応も随時しております。

○山委員 　　なかなかそこまで記録は取っていないと思いますけど、そういうことを熱心にやっていただきたいのと、やはりこの成果と課題の分析にも書いてありますけれども、やっぱり学習支援ということで、昨年度この委員会でも学習支援事業を立ち上げるべきだというような認識の下で視察もしていますので、なかなかスクラップ&ビルドで予算厳しいと思いますけれども、きちっとスクラップしたものに対して、こういった新しいこと、学習支援というのも早急にやっていただきたいということを要望しておきます。

それからもう一点お尋ねしますが、生活保護に関しまして、これは決算書のほうですけど、211ページですが、御高齢の方とか、病気の方とか、様々な困難を抱えている方が多いので、当然医療扶助費、医療費というものが多くなるということは理解しますが、いろいろ高額医療という問題もあるんですが、お一人で医療費を使われた最高額というのは幾らでしたか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 　　申し訳ございません。現在、資料を持ち合わせておりません。

○山委員 　　それは調べれば分かるんですか。なかなか難しいんですか、これ、

一人一人見ていくのは。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 通常の業務の中でそういった数字は把握しておりませんので、特別に数字を計算すると、把握するということとなります。
- 山委員 答弁がちょっと難しいということなのでやむを得ないんですけども、やはり生活保護を受けておられる方の実態というのをやっぱりきちんとつかんでいただきたいので、そういったところをやっぱり見て、私たちもデータに基づいてやっぱりお話ししていかないといけないと思いますので、そういうことについてまでデータの把握ですよ、ぜひもうちょっと細かめに、やれることはやっていただきたいと思います。
- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 承知いたしました。
- 委員長 ほかに質疑はございませんか。
- 三輪委員 173ページの自立支援給付事業のところ、これが昨年度15億円ぐらいから17億円と増えているんですけども、ですが逆に償還金とかいうのもかなりあるので、多分この自立支援の給付というのが必要な方が増えていると思うんですが、かなり増えている理由がもし分かれば教えてください。

あと、成果報告書の210ページと211ページのところで、作業所とかグループホームがこれから必要というようなことが書いてあるんですが、確かに今高齢になられた障害者の方が親亡き後どういうふうにしていくかというところを本当にいろいろ相談もいただいているんですが、これからグループホームを市としてそういう対策というか、何か今後のことで考えてみえることがあれば教えてください。

- 福祉課長兼基幹相談支援センター長 まず自立支援給付費のこととなりますけれども、現状は重度訪問介護や生活介護についての利用者の増加が見込まれております。それから、グループホームの利用者も増えており、あと子供に関しましては、発達支援事業のほうのお一人当たりの利用日数が増加しているという状況がございます。

あとグループホームに関しましては、今回、令和2年度の補正予算に上げさせていただいておりますように、1件グループホームの建設を今年度予定

しております。今後につきましても、調査の段階ではございますが、令和4年度以降、建設を検討しているところがあるということは把握をしております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○三輪委員　175ページのわかくさ園のところなのですが、以前からちょっとわかくさ園については民営化・廃止というような方向も出ておりましたけれど、今回ちょっと54万円ほど運営費が減っているというので、これは利用人数が減少したのかどうかということと、あとその成果報告書の212ページ、213ページとかにも放課後等デイサービスが必要というのがあるんですが、今、放課後等デイサービスの事業所というのが市内に何か所で、そこへもし利用されている方が何人というのが分かれば教えてください。

○委員長　答えられますか。答えられなかったら、また後で答弁のほうをお願いしたいと思います。昼からでもいいですので、分かり次第お願いします。ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　健康づくり課所管について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

決算書の66ページ、67ページ上段をお願いいたします。

13款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の江南市休日急病診療所診療収入はじめ5項目でございます。

はねていただきまして、68ページ、69ページ中段をお願いいたします。

14款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金はじめ2項目でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページ中段をお願いいたします。

14款2項7目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の母子保健衛生費国庫補助金でございます。



はねていただきまして、72ページ、73ページ上段をお願いいたします。

14款4項3目1節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページ上段をお願いいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページ上段をお願いいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金はじめ6項目でございます。

恐れ入りますが、少し飛びまして、86ページ、87ページ上段をお願いいたします。

20款5項2目6節健康診査等実費徴収費、備考欄、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

次に、同ページ下段の11節雑入、備考欄、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費はじめ6項目でございます。

2枚はねていただきまして、90ページ、91ページ中段をお願いいたします。

20款5項3目1節過年度収入、備考欄、健康づくり課所管の平成30年度分結核児童日用品費等国庫負担金精算金でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、決算書の212ページ、213ページをお願いいたします。

下段でございます。4款1項保健衛生費、1目健康づくり費、はねていただいた215ページの備考欄上段、健康管理事業から225ページ中段に至ります骨髄提供者等支援事業までの全18事業でございます。

健康づくり課所管については以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　　ありがとうございました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員　　決算書の216ページ、217ページの感染症予防・対策事業について

て、これは予算が9万4,000円だったんですけれども32万3,000円ぐらい、大きく増えた理由は何でしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらに対しましては、新型コロナウイルス感染症の関係で、公共施設のほうに手指消毒液のほうを設置しております。基本は各施設で購入ということですが、全く買えない時期がございました。そういったときに、健康づくり課のほうが一括で買いまして、各施設に置いたということも行っておりますので、そういったところにかかった経費でございます。こちらについては、流用で対応させていただいております。

○石原委員　ありがとうございます。

同じページの次の予防接種事業についてですけれども、これも予算が2億5,927万4,000円に対して2億6,611万6,000円とちょっと増えておりますけれども、この理由も教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長　こちらにつきましては、風疹の追加的対策ということで、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方に対してまず検査ですね、そして抗体価の少ない方には予防接種というような事業が昨年度ございました。昨年度から3か年かけて実施がされますけれども、そちらに対する経費のほうは、実は国の準備も遅れておりまして、当初予算にのっけることができずに、これは平成31年3月定例会、要は当初予算と同じタイミングではあったんですけれども、補正予算でお認めをいただいております関係上、そちらの経費が当初予算のほうにはのっておりませんでしたので、そういった結果になっております。そちらが主な原因でございます。

○石原委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○山委員　決算書ですと223ページの上段になりますし、成果報告書ですと258ページに細かい数値が実績として報告が上がっております。

休日急病診療所の問題であります、これも毎年決算のときに話題になるんですが、令和元年度は75日間開設をして3,019人の診療を行ったということで、その内訳を見ますと、歯科が132人ということで、単純に計算すると

132割る75をやると、1日当たり2人来ていない、1人か2人というようなことで、これは一昔前と比べると大分減ってきていると思うんですが、恐らく歯科医師会に加入していない歯医者さんで土・日やっているところがありますので、そういうところに流れているのかなと思います。これをどう受け止めているのか、これだけ来ているからそれでいいじゃないかというふうにも解釈できますけれども、報酬も当然先生に払わなきゃいけないので、この点をどう認識されているのか、お尋ねしたいと思います。

○健康づくり課長兼保健センター所長　まず歯科のほうですけれども、こちらは診療が基本は午前中だけになります。9時から正午というのが診療時間になります。それに対して、医科のほうは、内科と外科のほうですけれども、こちらは9時から夜の7時まで、途中休憩も取りますけれども、診療をするということで、まず診療時間が半日であるということが大きく違っております。

次に、受診者が減っているんじゃないかということ、今、山委員さんおっしゃられましたけれども、ここ3年の実績を見ますと、令和元年度が132人ですけれども、平成30年度は107人、平成29年度に至っては89人ということで、増加傾向にはあるということです。

とは申しましても、先ほど山委員さんおっしゃられましたとおり、1日1人もしくは2人という実績もありますので、こちらの点についても、公共施設の再配置で診療科目を検討してはどうかということも言われております。

歯科の先生方にも御相談はさせていただいておりますけれども、実はこの尾北地区で休日急病、休日に急病を持っている歯科というのが、まずエリアが江南市、岩倉市、大口町がこの尾北地区のエリアになるんですけれども、江南市だけだということもあって、歯科の先生方としては、ほかの市町の方にもPRしているから、ぜひ残してほしいと、引き続いてやってほしいというお話をいただいております。

また、医科についても、内科系は多いんですけれども、外科が少ないということなんで、こちらについては尾北医師管内、江南市、犬山市、大口町、扶桑町、それで岩倉市はちょっと自分のところで医師会を持っていますけれども、お話をさせてはいただくんですけれども、やはり診療科目を見直すと

いうところについては、今のところ色よい返事はいただいている状況にはございます。

○山委員 医師会とか歯科医師会とかの流れの関係だとか、力関係もそうですけど、すぐに変えられないというような御答弁だったと思うんですけども、これはずうっとこの10年間言われていることで、もう一点お尋ねしたいんですけども、休日急病診療所運営委託料の中で、これはトータルで約4,800万円ということでしょうけど、医者先生だとか看護師だとか歯科医師だとかに払う報酬というのはそれぞれ単価が決まっていますよね。これについても以前から高いのではないかという、何をもって高い安いというのも難しいんですけども、そういう指摘もありますし、今年は3年に1回報酬についての審議会があると思うんですよね。市議会議員の中から議長が充て職として出席することになっていると思うんですけど、そういったことを踏まえて、今、議会との意見を踏まえて見直していくという意向はお持ちでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 今、山委員さんから御指摘をいただきましたとおり、今年度は3年に1回の報酬の見直しの年度に当たっておりますので、議会からそういった御意見をいただいておりますので、しっかり伝えて、検討のほうをしていただくということで進めてまいりたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 217ページの予防接種事業のところなんですけど、健康被害者の給付金と見舞金というのがあるんですが、これについて教えてください。

あと、成果報告書の224ページに高齢者のインフルエンザ接種率が58.1%ということがあるんですが、ちょっとこれは補助があっても少なく、今年は無料になるということなんですけど、この接種率の低い理由と、今年無料になった場合、どの程度になるという予測があるか、分かれば教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず1点目の健康被害についてでございますけれども、こちらは平成30年度に高齢者肺炎球菌を接種された方ですね、こちらの方が65歳の方ですけども、強い副反応が出たということで、その方の医療費、手当等、お支払いになった分を、県のほうから補助が4分

の3出ますけれども、そちらをお支払いしておるといことと、あと見舞金というのは、そういった事例が出たときに江南市から5,000円お支払いするといことと、その方1名の分でございます。

次の高齢者インフルエンザの接種に関してですけれども、三輪委員さんおっしゃられましたとおり、令和元年度の実績は58.1%でございました。これは低いんじゃないかというお話でしたが、その理由といたしましては、やはりこれは義務じゃないですので、任意だものですから、打つか打たないかは御本人の意思というところがございます。あと、先ほど1,200円がかかるといところもやはり一つの理由といこととでは考えております。

ただ、この58.1%といのは、ここ数年の推移で見ますと、平成30年度が55.2%、平成29年度が56%、平成28年度はちなみに57.2%、平成27年度が57.7%といことと、ここ5年間でいえば接種率は一番高いです。こういう状況でございます。

そして、今年度無料化が今予定されておりますけれども、こちらについて接種率はどの程度見ているかというお話でしたが、県知事のほうで記者会見のほうで75%というお話がございましたので、江南市におきましても接種率75%でお願いしていくことを予定しておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員　今の関連なんですけれども、江南市のほうは有料でやっていますよね。今回無料になってくるといことと、今年度もう江南市のインフルエンザの接種の募集をされていると思うんですけれども、既に支払われてしまったといか受けられた方、有料で払った方の救済といいますか、それはそのまま自己負担という形になるのか、今後、振込とかがあるのか、ちょっとお願いたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　高齢者のインフルエンザの予防接種といのは、もともと10月15日から開始を予定しておりました。それが国や県の考えで10月1日に遡って接種ができるように今準備をしておりますけれども、いずれにいたしましてもまだ今年度は始まっておりませんので、お支払いになられた方はお見えにならないと、10月1日以降でないと市の定期接

種の対象になりませんので、そういった御心配はまずありません。

あと、万が一定期接種の対象の方で、特に県外で接種等されると一旦全額お支払いいただくわけですけれども、そういった方については、後日こちらで手続きしていただきますと、償還払いということで、これは尾北医師会との契約単価が上限にはなりますけれども、その範囲内でお金のほうはお支払いするという制度もございますので、大丈夫かと思えます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、続いて保険年金課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いをいたします。

○保険年金課長　それでは、保険年金課所管の決算について御説明をいたします。

最初に、歳入でございます。

決算書の68ページ、69ページをお願いいたします。

上段にございます14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金でございます。

次に、70、71ページの下段にございます14款3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の基礎年金等事務費委託金ははじめ2項目でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

最上段の15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金ははじめ2項目でございます。

下段の15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金ははじめ6項目と、その下にございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金ははじめ4項目でございます。

次に、84、85ページをお願いいたします。

下段にございます20款5項2目雑入、4節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費徴収金ははじめ13項目でございます。

次に、86、87ページの下段をお願いいたします。

20款5項2目雑入、11節雑入のうち、保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費はじめ3項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

176ページ、177ページをお願いいたします。

下段、3款1項3目社会保障費、備考欄、人件費等から182、183ページ中段の国民年金事業までの12事業でございます。

それから、少し飛びまして、208ページ、209ページをお願いいたします。

上段でございます3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業と子ども医療費助成事業の2事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 決算書の180、181ページ、福祉医療費助成事業の後期高齢者福祉医療費助成事業、予算が2億3,484万2,000円に対して2億1,232万2,000円、この金額が減った理由は何でしょうか。また、人数が月2,014人に対して何人という結果でしょうか、お教えてください。

○保険年金課長 後期高齢者福祉医療費の実績につきましては、少し平成30年度よりも減っている状況なんですけれども、実際の予算積算に当たりましては前年度の伸び率なんかも考慮して積算をしております。過去5年間の実績を見るんですけれども、前年の伸び率が後期高齢者福祉医療においては7.7%強の伸び率でありましたので、そうした点を考慮して令和元年度は予算を上積みしたということでもありますけれども、実績としてはマイナスの4.26%、平成30年度の実績よりも4.26%減りましたので、それだけ差額が出たということでございます。

それから、人数のほうでございますが、全体の受給件数でしか把握をしておりませんので、何人の方がという把握ではないんですけれども、1,908人の対象者に対して、受給件数は6万713件という実績になっております。ちなみに平成30年度のほうは6万396件ですので、少しずつ上がってきている

という状況になっております。

○石原委員 ありがとうございます。

同じく決算書の180ページ、181ページの福祉医療費助成事業のほうの心身障害者医療費助成事業について、予算が2億5,483万円に対して2億5,069万8,000円と金額が減っておりますけれども、この理由は何でしょうか。

○保険年金課長 心身障害者医療費助成事業につきましても、先ほどの後期高齢者福祉医療費と同じように、過去5年の実績の推移なんかを見ながら予算を立てるんですけれども、実際には障害者医療と精神障害者医療の2つに分かれているんですけれども、障害者医療のほうにおいて、平成30年度の伸び率が前年に比べて結果として12.5%の増となっていたという、そういった上昇傾向を考慮して予算を積算いたしました。ところが、結果として令和元年度の助成費はマイナスの4.4%となりましたので、そうしたことで予算と実績の差が出たということでございます。

それから、申し訳ありません、先ほど後期高齢者福祉医療のところ、令和元年度の実績を申し上げたところなんですけれども、伸び率としましては、前年は7%の上昇だったのが令和元年度は3%の上昇ということでしたので、その点は少し訂正をさせていただきます。

○石原委員 はい、結構です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、ここで暫時休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

午後1時03分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの午前中の議案第64号の福祉課の審査中、三輪委員の質疑に対しまして、答弁保留となっておりましたことに対しまして当局から答弁を求めます。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 よろしく願いいたします。貴重なお時間をいただきまして申し訳ございません。

三輪委員からの御質問で、まず1点目、わかくさ園の決算が前年度比54万



円減少していたのは、利用者が減少したためか、こういった理由かという御質問でございました。

各年度の3月時点での実績を平成30年度、平成31年度と比較をいたしますと、わかくさ園の延べ利用人数が平成30年度は303人で、1日平均の利用人数が10.48人でした。それに比べ、平成31年度は利用延べ人数が327人、1日平均利用人数が14.41人ということでございますので、利用者が減少した状況ではございません。逆に利用者が増えているという状況でございます。

では、54万円減少した理由でございますが、平成30年度におきまして、臨時で駐車場の修繕費が11万8,800円、それから非常通報装置の取替え修繕6万7,902円という臨時的な修繕料が発生をしておりました。それに加え、平成30年度は花壇の撤去工事及び療育用具でございますプレイバルーンの購入費がございまして、花壇の撤去工事費が17万2,800円、プレイバルーンの備品購入費が7万6,896円という臨時的な歳出が平成30年度は特別にございましたので、平成31年度は減少したという状況でございました。

次に、2点目としまして、放課後等デイサービスの事業所が市内に何か所あり、また利用者が何人かという御質問でございました。

わかくさ園が該当いたしますのは、児童発達支援の事業所でございまして、御質問にございました放課後等デイサービスは、就学していらっしゃる子供が、学校が終わってからなどに御利用されるデイサービスでございます。市内の放課後等デイサービスの事業所は11か所、児童発達支援の事業所は7か所でございます。

平成31年度の利用実績でございますが、年間の総利用数、総利用日数を12で割り算いたしまして、およそ1か月の利用人数と利用日数を出しますと、児童発達支援は、平成30年度は利用人数が64人、利用日数が367日、平成31年度は利用人数が73人、利用日数が605日でした。放課後等デイサービスにおきましては、平成30年度の利用人数が201人、利用日数が2,219日、平成31年度は209人で利用日数が2,377日ということでございますので、どちらも伸びているという状況でございます。

次に、三輪委員のほうから基幹相談事業の専門職の配置について要望がご

ございました件について、補足で御説明をさせていただきます。

平成31年度は、臨時職員、パート職員の雇用が予定どおりにいきませんでした。今年度、令和2年度に関しましては、年度当初から専門職のパート職員2人任用ができておりますので、補足で追加で御説明をさせていただきます。よろしくお願ひします。

それから、山委員のほうから御質問をいただきました生活保護費の医療費の最高額につきまして、数字が出ましたので、答弁させていただきます。

最高額が986万490円でございます。この方は、がんの治療のために高額になったという状況でございます。

以上です。よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 続きまして、教育部教育課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願ひいたします。

○教育課長 教育課の所管について、該当ページを御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の64ページ、65ページをお願ひいたします。

最上段でございます。13款1項7目教育使用料、1節小学校使用料は、学校施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

その下の2節中学校使用料も、学校施設目的外使用料（電柱）はじめ4項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願ひいたします。

中段やや上、14款2項5目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は、要保護児童就学援助費補助金はじめ4項目でございます。

その下の2節中学校費補助金は、要保護生徒就学援助費補助金はじめ4項目でございます。

次に、72ページ、73ページをお願ひいたします。

中段やや下、14款4項5目教育費交付金、2節小学校費交付金は、学校施

設環境改善交付金ははじめ2項目でございます。

その下の3節中学校費交付金も、学校施設環境改善交付金ははじめ2項目でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段でございます。15款2項6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、右側備考欄、教育課所管は、放課後子ども教室推進事業費補助金ははじめ3項目でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段やや下、15款3項7目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金ははじめ3項目でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段やや下、16款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、右側備考欄、教育課所管は、江南市横田教育文化事業基金利子ははじめ2項目でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

中段、18款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、右側備考欄、教育課所管は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金をはじめ3項目でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

20款5項2目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄、下段、教育課所管は小学生平和教育研修派遣事業費負担金、その下の中学生海外研修派遣事業費負担金、その下の太陽光発電余剰電力売払収入、3つ飛びまして、中学校空調設備設置工事電気使用料実費徴収金の4項目でございます。

92ページ、93ページをお願いいたします。

中段やや上、21款1項5目教育債、2節小学校債は、古知野東小学校及び布袋北小学校の便所改造事業債をはじめ2項目でございます。

その下、3節中学校債は、古知野中学校の便所改造事業債をはじめ2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、310ページ、311ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、316ページをお願いいたします。

中段でございます。10款1項2目教育環境費でございます。

次に、322ページをお願いいたします。

下段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、332ページをお願いいたします。

中段でございますが、10款3項1目中学校費でございます。

教育課所管については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○石原委員 決算書の321ページの横田教育文化事業について、何点かお伺いします。

最初に、19節の負担金、補助及び交付金に、奨学資金交付金とありますけれども、これはどんなような内容でしょうか。

○教育課長 奨学資金交付金につきましては、優秀者などの入選者に対する奨学金となっています。具体的には、最優秀者が中学生1名、高校生1名で、それぞれ5万円の小切手を交付しております。次に、優秀者が中学生3名、高校生2名で、それぞれ3万円の小切手を。優良者が中学生8名、高校生8名で、それぞれ2万円の小切手を交付しているものでございます。

○石原委員 参加賞というのはあるのでしょうか。

○教育課長 参加賞につきましては、8節にございます報償費でございます。19万85円が決算額となります。具体的には、シャープペンシルと消しゴムのセットをお渡ししております。

○石原委員 それでは、昨年度の応募者数はどの程度でございましたでしょうか。

○教育課長 中学生が1,170点、高校生が863点で、合計2,033点でございます。

○石原委員 今年度、新型コロナウイルス感染症のコロナ禍ということでございますけれども、弁論大会を実施するのでしょうか。実施するのであれば、

感染症予防策はどのようにされるのでしょうか、教えてください。

○教育課長 今年度につきましては、現時点では、11月8日曜日にHome & nicoホール、小ホールで実施する予定でございます。感染症予防対策といたしましては、まだ現在検討段階ではございますが、民生委員などの来賓の方の出席を見合わせ、入場者を保護者と学校関係者に限定するなど、会場が密にならない配慮や開催時間が短縮できないかなど検討中でございます。

○石原委員 これは要望になりますけれども、しっかりと感染予防対策を行っていただきますようお願いいたします。

続きまして、成果報告書の151ページのコミュニティ・スクール事業について伺います。

この主要施策の成果報告書の151ページのコミュニティ・スクール事業ですけど、中段の決算状況の中で、予算の執行率が72.9%と低いんですけども、理由は何でしょうか。

○教育課長 コミュニティ・スクール事業、学校運営協議会につきましては、平成29年度に2校でスタートいたしまして、令和元年度には全小・中学校で学校運営協議会を設置しています。この事業につきましては、各学校の協議会委員の謝礼が主な事業費となっております、執行率が低かった理由でございますが、当初見込みより各学校の会議の回数が少なかったことによるものでございます。この中には、年度末、新型コロナウイルスの影響により、会議を中止したことも一つの要因であると考えております。

○石原委員 現在、全小・中学校で学校運営協議会を実施しているということでございますけれども、学校間、横の連携は図っているのでしょうか、教えてください。

○教育課長 令和元年度から、全小・中学校で学校運営協議会が設置されたことを受けまして、今年8月でございますが、学校間の情報交換を行うために、各学校が参加するコミュニティ・スクール情報交換会というようなものを開催いたしました。この中で事例発表やグループ協議などを行い、学校間の連携を深めるとともに、今後の各学校の取組の参考になったものというふうに考えております。以上です。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　325ページの就学援助事業のことでお願いします。

今年は3,843万7,889円で昨年からかなり増えておりますが、昨年が3,558万4,622円ということで、人数的に何人ぐらい増えたかということと、あと主要施策の成果報告書としては充実が必要ということですが、例えば卒業アルバムとか、範囲の拡大というのが考えられていないかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○教育課長　まず人数の推移について申し上げますと、平成29年度から申し上げますと、要保護・準要保護合わせまして、平成29年度が776人、平成30年度が852人、令和元年度が885人でございますので、平成30年度と令和元年度では33人増加しているというような状況でございます。また、そのほかの今おっしゃられたメニューにつきましては、現時点では実施するようなことは考えておりません。

○三輪委員　今回やっぱり新型コロナウイルス感染症の関係で、今までは就学援助が要らなかったんだけど、就学援助をぜひというところもあると思うので、ほかの自治体では、結構この要件についての周知が非常に詳しくされているところもあると思いますので、就学援助、必要な方に援助ができるようにPRといいますか、困っているときは援助が受けられるんだよということを各学校というか、PRをしっかりしていただいて、必要な人が受けられるようにしていただきたいなあと思います。要望です。

○委員長　要望ということですか。

ほかに質疑はございませんか。

○山委員　今の就学援助の問題に関しまして、実数、人数は今御報告いただきましたが、援助率といいますか、全児童・生徒に対してのパーセンテージというのはどのぐらいになりますか。

○教育課長　これも平成29年度から申し上げますと、平成29年度が9.3%、平成30年度が10.3%、令和元年度が10.7%と、こちらも増加傾向にあるというふうでございます。

○山委員　今年度は、コロナ禍ということで経済的に苦しい方も増えてきて、また増えてくるということになるだろうと思うんですけど、一応この数年間

は景気が回復しているというのが政府見解だと思うんですが、こうやって増えてきているということは、これは悪いわけじゃないんですが、捕捉されているということで。この制度についての周知が進んだという理解でいいのか、いや、そうではなくて、やっぱり地域経済が厳しくて、みんな保護者の方も厳しいということなのか、この辺をどう分析されておりますか。

○教育長 制度につきましては、就学時健康診断の折に保護者対象で確実に伝えておりますし、それから、各学校からも通知文を出しながら対応しておりますので、その効果もあるかも分かりませんが、ただ、人数が増えているのは、途中でパート収入等々が少なくなったとか、いろんなことで理由を申し出ていただいた方に対して、審査をして対象にしているという状況でありますので、その原因が具体的にどういうものかというのはなかなか分析はしにくいですが、一般的には収入が少なくなったよということでの申請が多いというふうに私は理解をしております。

○山委員 ちょっと別のテーマで。

決算書でいいますと、311ページに該当するかと思いますが、産業医の謝礼ということで、ここにも産業医との面談ですとか、そういったこともやっておられると思うんですが、最近あまり言われなくなったんですけれども、学校の先生の働き方の問題で、長時間労働だとか、深夜遅くまでやっているよということが議会でも問題視されたし、社会問題にもなっているし、またコロナ禍で、今年もそれはそれで大変な思いをされていると思うんですけれども、昨年度においてはそうした長時間労働の是正ですとか、タイムカードを置いたりもしているんだろうと思いますし、あるいは、それに関しては部活の指導も結構大変だということですけど、そういったことについては是正だとか、教育委員会としての指導というのはされていると思うんですけど、どういった取組がされましたか。

○教育課管理指導主事 時間外労働、残業時間については、タイムカードで管理をして、毎月報告をいただいております。3年前からずっとタイムカードをやっているんですけれども、年々減ってきていることは事実ですけども、学校としましては、やはり教育活動のまず見直しという点が一番大きいんじゃないかなあとと思います。また、教育委員会としても、教育委員会と

して行っている事業も削りながら進めているという状況です。

○山委員　　ちょっと漠然とした聞き方だったので、あまり詳細な答弁ではなかったと思いますけれども、別な聞き方をしますと、以前、一月の時間外労働が二百数十時間という方がいらっしやったと思うんですけど、この期に及んでは、そういうことは是正されていますでしょうか。

○教育課管理指導主事　　8月中旬に学校閉校日がありましたので、2週間。明らかなことは言えませんが、小学校では80時間を超えた教員が3名、80時間から100時間が2名、100時間以上が1名という結果でした。

中学校につきましては、ちょっとここは数字が言えませんが、80時間超えが十何名ありました。それで、250時間超えはなくて、80時間から100時間、超えても100時間を少し超えるあたりで今落ち着いているというところ。ほとんどの職員は80時間未満ということです。

○山委員　　もちろんそうでなくてはならないと思うんですけど、以前、調べていただいたら、一月で最高二百数十時間という方がいたので、二百数十時間という、家にも帰れないし、寝る時間もないぐらいだと思うんですけどね、普通に考えて。だから、ちょっと特異なケースだということは伺いましたので、そのときは理解したんですけど、それはさすがに今是正されているんですよ。200時間超えですからね。

○教育長　　以前は確かにそういう方が、たくさんというのはありません。本当に特定される方がございましたので、校長のほうからも十分に指導していただく、当然管理職の仕事になるわけですから、指導をしていただいて、今は是正をされていますが、それでもやはり先生の生活リズムがあるものから、結果的には100時間を超えている状況はございます。

ただ、全体としては、働き方改革の中で各学校が取組を強化しながら、全体として数字が減ってきていることは確かでございます。部活動の指導についても、時間の繰上げだとか、そういうような形で、できるだけ在校等時間が減るような取組を各学校、本当に真剣に取り組んでいただいているというふうに思っています。

ただ、なかなか数字で表しますと、明らかにがっと減るというような状況はないんですけど、それを本当に多くの先生方は意識改革をしながら取り組



んでいただいているというふうに思っておりますので、今後ともそれは厳しく私どもも見守っていきたいというふうに思いますし、指導もしていきたいというふうに思っております。

○委員長　ほかに。

○三輪委員　ちょっと今のに関連して。

335ページに、部活動支援事業というのが351万1,200円あるんですが、今その支援に来ていらっしゃる方というか、部活動に外部から来ていらっしゃる方が何人くらいで、今後こういうのを増やしていくというような方向が文部科学省からも出ていると思うんですが、今後増やしていく予定があれば教えてください。

○教育課長　まず人数で申し上げますと、24人の方をお願いをしております。こちらは1回につき2時間で、月3回程度指導をお願いしているというようなものでございます。

今後こちらのほうを拡大するかどうかについては、現時点ではそのような考えはありません。

○教育長　ちょっと補足でございますけれども、文部科学省のほうから、つい最近でございますけれども、働き方改革の一環として、部活動の学校部活動と地域部活動というような取組をしていくというような動きがあるようでございます。研究指定をしながら進めてきて、ちょっと記憶が曖昧ですがけれども、2023年ぐらいに、そういう形を全面的に施行していくというような話も聞いておりますが、先生方もやりたい方が見える、やりたい方がどういふふうにまたやれるのか、あるいは地域の方をどういふふうに招聘しながらやるのか。なかなか課題は多いようでございますけれども、そういう動きもあることは事実です。

本市の部活動の講師は、あくまでも実技講師ということでありまして、実技の補助をしていただくというような形になっています。これについては、今後もこのまましばらくは当面続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○山委員　そうしますと、ちょっと話題を変えまして、315ページの教職員研修事業ということで、様々な研修ですとか、勉強会の関係の負担金だとか、

補助金というのが載っておりますが、これも先日、私、一般質問で取り上げたんですけど、行政経営課が主催しています補助金等検討委員会、外部委員会の中で見直しの対象に上げられていて、恐らく校長会でしたか、教頭会の負担金というのがちょっと見直しできたというような判定という意見だったと思うんですが、昨年度においては、こうした校長会負担金、教頭会負担金、これは317ページの一番上に載っておりますけどね。こうしたものをはじめとして、どういったことが実際行われたんでしょうか。

○教育長　これにつきましては、校長会につきましては、丹葉地方の校長会組織がございます。それから尾張地区の校長会組織がございます。それから県の組織があります。東海・北陸があつて、全国、要するにそういうところへの負担金のことでもありますので、なかなかそういう組織の中で活動するためには、そういう負担金で対応しなきゃいけないということでもありますので、具体的にはそういうところの研修会に参加していくとかいう形になろうかなというふうに思っております。教頭会も同様でございます。

○山委員　それから、これもよく話題になるんですけど、成果報告書に記載がありますが、今度はまたちょっと別の話になりますが、不登校のお子さんの問題で、成果報告書で126ページ、傘マークとか、晴れマークとかついているんですけども、これは達成率が何%かというのは、割り算すれば出てくるんですが、ところが、これは中学生に限ってみると、基準値が平成28年度で4.78で、実際、昨年度が4.90ということで悪化をしているわけですね。よくはなっていないわけですね。ちょっと微増ですけど、それに対して晴れマークがついているというか、ちょっと違和感を覚えるんですね。全体の指標の一つですので、仕方ないと思うんですけども、これについては、お隣のY o u・輝だとか、スクールソーシャルワーカーの方だとか、いろいろなサポートとか、支援というか、指導といったことはされていると思うんですけど、具体的に不登校の方を減らすための取組として、どういうことに取り組んでこられたんですか。

○教育課長　例えば、各学校で組織しておりますいじめ・不登校対策研究会という組織がございます、その中で、教員間の情報交換や広報紙の発行、講演会などを実施しております。また、各学校では学級満足度調査（Q-U

アンケート)を年2回実施してございまして、こちらのほう、クラスの雰囲気であったり、友人関係であったり、聞く項目がございまして、こちらのほうのアンケートをただ単に実施するだけでなく、アンケート結果をしっかりと分析し、活用することが重要であるというようなことで考えております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　311ページの特別支援学級等支援職員配置のことについてお聞きいたします。

成果報告書の118ページで、目標が20人を超えて、現在23人の方が配置されているということで、大変しっかり配置していただいていると思うんですけども、小・中学校の数と、あと特別支援学級に配置されているのか通常学級で配置されているのか、その人数的な割合がもし分かれば教えてください。

○教育課長　まず人数でございしますが、令和元年度が23人であったところを令和2年度は26人に、3人増員のほうをしております。小・中学校合わせて。

令和元年度で申しますと、小学校で20人、中学校で3人。令和2年度が小学校で23人、中学校で3人といったように、小学校のほうで3人増加しているというところでございます。

○教育長　特別支援学級だけかという話ですが、特別支援学級が多いと思います。ただ、実際に通常学級にも支援を要するような子たちもいますので、学校によっては、そういうところへの支援をしている。学校実態が違うので、それぞれ学校長に、支援の仕方についてはお願いをしているという状況でございます。

○三輪委員　ありがとうございます。多分学校によってそれぞれ違いますので、校長裁量で配置は決まってくると思うんですけど、やっぱり今本当に支援が必要な子が増えてきておりますので、今年、本当に3人増やしていただいてありがたいと思うんですけど、まだ足りないという状況じゃないかなと思いますので、今後またぜひ増員、学校希望がありましたら、増員のほうをお願いしたいと思います。要望です。お願いします。

○山委員　決算書のページ数でいいますと、329ページの小学校費、あと339ページの中学校費で学校管理運営事業ということで、学校で使われているお

金のことが書いてありますが、よくこれは議会でも議論するとき、学校配分予算ということを教育長がおっしゃるんですけども、それは、この中のどこに該当するのか、あるいはほかの項目なのかということと、実際に学校の裁量で、校長先生、管理職の方ないし現場の先生が買っていい物品だとか、金額とかというのは定められているのでしょうか。

○教育課主幹　　今御紹介がありました学校管理運営事業の中に、消耗品ですとか、燃料費ですとか、そういった費目がありますが、こちらを各学校のほうに予算を分配しております。先ほど委員が言われましたように、その分配した枠の中で、学校のほうである程度自由に必要なものを買っていただいております。

○教育長　　分配予算という、学校規模があるので、当然児童・生徒数、それから教員数合わせまして総額を分配していくという意味の分配というふうに考えていただければ結構だと思います。それから、教材備品とか、あるいは校務備品というのは、分配されたものを、学校が予算委員会を持ちますので、学校の中で何が優先順位で一番必要なのかということを決めて購入していくということですので、学校裁量ということになるのかなあというふうに思っています。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○岡本委員　　じゃあ、ちょっと1つだけお願いいたします。

ページ数でいきますと、331ページ、学校施設整備等事業の中で工事請負費のプールサイド床改修工事費ですけども、今回古知野南小学校のほうがされておりますが、プールのほう、かなり老朽化してきておりますし、あちこちで。今後ほかのプール施設にも、こういった改修の予定はあるのでしょうか。お願いいたします。

○教育課長　　プールにつきましては、本来であれば、今年度民間委託というようなことで、藤里小学校の5・6年生、門弟山小学校の5・6年生、あと西部中学校の全学年で民間委託をしていくというような予定だったんですが、このコロナ禍の影響によりまして、現時点では民間委託は西部中学校の3年生のみというようなところで考えております。

それで、御質問の今後のプールをどうしていくかというようなことですが、民間委託できるところは民間のほうでお願いして、それ以外の部分で、改修が必要な部分については改修していくというような考えでいますので、お願いいたします。

○岡本委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして、学校給食課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の64、65ページをお願いいたします。

中段の13款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料は、給食センターの目的外使用料でございます。

続きまして、86、87ページをお願いいたします。

上段の20款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は、学校給食の徴収金でございます。

続きまして、88、89ページをお願いいたします。

下段の20款5項2目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄の学校給食課分は、学校給食用コンテナ転倒事故和解金ほか2項目でございます。

続きまして、歳出を説明させていただきます。

大きくはねていただきまして、364、365ページをお願いいたします。

やや上段から、10款5項2目学校給食費でございます。

説明は以上です。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○山委員 1点伺います。

最近あまり本会議の議案質疑とかでは話題にならないんですけれども、毎年この決算になりますと、給食費の滞納、未納についての状況というのは、今どうなっているのか。過年度分というのはなかなか難しくなっていくと思うんですけど、現年度分を見ていくとどうなのかということですね。状況は改善しているのか、あるいはそうでもないのかということ。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長 令和元年度につきましては、現年度分がやや増えております。50万円、60万円ぐらい増えているんですが、この要因としては、まず初めに滞納される方の数が多くなっていると。もう一点は、今年度3月に新型コロナウイルス感染症の関係で小・中学校が臨時休業になりました。各小・中学校は、年度末にそういった滞納の事務を行うということで、その事務ができなかったところで増えたというふうに思っております。

参考までに、6月から7月にかけて令和元年度分の納入金が入っているんですが、こちらについては小学校が約10万円ぐらいで、中学校については約30万円、40万円入っている状況なので、やはり3月に事務ができなかったことが大きな要因だと思っています。

- 山委員 その事務ができなかったとおっしゃいましたが、子供は来ないわけですね。学校が休校だから行けないわけで、だからその分、むしろそういう事務的なことはかどるんじゃないですか。ちょっとその辺がよく分からないんですけれど。回収に行けないということ。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長 通常ですと、保護者会などでそういったことを周知されるんですが、そういった行為ができなかったというところですよ。

- 山委員 滞納している人数ですとか、平均でどれぐらいだとかということも多分把握されていると思いますけど、いかがですか。

- 学校給食課長兼南部学校給食センター所長 昨年度末で申し上げますと、滞納者数が316人、世帯数でいいますと220世帯で、今年度3月で申し上げますと、滞納者数が360人。プラス44人。世帯数で申し上げますと258世帯。プラス38世帯となっております。

- 山委員 1世帯の平均というのは、大体数万円ということですか。1人当

たり。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 滞納については、それぞれの世帯の状況にもよるんですが、今現在ですと40万円、50万円というのが、過年度も含めてなんですけど、最高金額です。

○山委員 最後にもう一点。

先ほども質問しましたが、就学援助費は給食費を含んでいますので、例えばそういうふうに経済的に苦しいとか、何か難しい状況があるところには、そういう制度をお知らせするだとかということも多分やっておられると思うんですけども、それがどうかということと、逆に、就学援助制度を受けていても滞納されている方もいらっしゃると思うんですけども、それは例えば学校長の口座に委任状を取って振り込んでもらうこともできるので、そういった対策もやっていくべきだと思うんですけども、その点はどうでしたか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 就学援助制度とかを使ってみえる方もお見えになりまして、滞納になれば、そういった学校長預かりということでやっちはいるんですが、滞納の今の現在の大半は、資力があって、なおかつ払っていただけないという世帯が多いようです。

○教育長 就学援助の方につきましては、最終的に決定通知を出すときに、3か月程度滞納が続くような状況があれば学校へ委任していただくということが条件にしております。したがって、そういう方については、必然的に学校口座のほうへ入れていただくと。それから、最初から学校口座をお願いしますという方も多く見えますので、そういう方って、比較的滞納は少ないんです。

今、課長が申しましたように、収入があるんだけど、意識の問題なのかも分かりませんが、そういう方が何名か見えるという状況はあるかなあというふうに思っております。学校としても、そういう滞納が続く方についても、例えば収入があっても滞納が続くのは何か理由があるだろうということ、もし何かあればということで、相談をするという機会は持っているというふうに思っております。

○山委員 課長が答弁されたように、資力があるけど、払える能力があるけ

どということですがけれども、それは例えば指定する、口座引き落としだと思  
うんですけれども、そういうところにお金を入れにいかないとか、面倒くさ  
いというぐらいの意識なのか、あるいは義務教育だからということ、そん  
なもの必要ないというふうにおっしゃる方なのか。資力があるけど払わない  
ということがちょっとよく分からないんですけれども、もうちょっと補足し  
ていただけませんか。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 中には、口座にお金を入れ忘  
れて滞納になってしまったと、後々お支払いに来る方もお見えになります。  
仕事が忙しくて、なかなか払えなかったという状況なんです、ほかの方に  
ついては、年に1回、支払いのお願いということで通知をさせていただいて  
いるんですが、そういった通知を送らせていただいても、なかなか反応がな  
いというところが現状です。

○委員長 いいですか。  
ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 お願いします。

367ページの調理員の派遣委託料の45万5,576円で、今回は派遣は3月のみ  
だったかと思うんですが、3月は給食がなかったわけですが、結局その  
派遣で何人いらっちゃって、延べ何日間いらっちゃったのか、分かれば教え  
てください。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 本来であれば、3月の試行期  
間ということで15日間を予定しておりました。新型コロナウイルス感染症の  
関係で給食が提供できないという状況になりまして、3月分について、春休  
み期間中、6日間について、新年度の準備ということで派遣に来ていただき  
ました。

派遣職員は6人見えるんですが、まず北部学校給食センターから申し上げ  
ますと、主任級の方が2日間、副主任級の方が3日間、3番目の方がゼロ日  
です。

南部学校給食センターにいきまして、主任級が3日間、副主任級が6日間、  
3番目の方が3日間という状況です。

○委員長 よろしいでしょうか。



○三輪委員 確認ですが、その15日間でもともと予算があったんだけど、この6日間で、令和元年度に関しては必要経費が少なくなったということですね。

○学校給食課長兼南部学校給食センター所長 そのとおりです。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて生涯学習課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の初めに歳入につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の60ページ、61ページの下段をお願いいたします。

13款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。61ページ、備考欄の生涯学習課分、学習等供用施設使用料はじめ学習等供用施設に係る4項目でございます。

次に、64ページ、65ページの上段をお願いいたします。

13款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料は、公民館使用料はじめ10項目でございます。

続きまして、76ページ、77ページの中段やや下をお願いいたします。

15款2項6目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金でございます。

続きまして、80ページ、81ページの中段やや上をお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。

81ページ備考欄の生涯学習課分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ3項目でございます。

次に、その下の項目をお願いいたします。

2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。

81ページ、備考欄の生涯学習課分、江南市新図書館建設事業等基金利子でございます。

続きまして、82ページ、83ページの中段をお願いいたします。

18款 1 項 1 目基金繰入金、1 節基金繰入金、83ページ、備考欄の生涯学習課分は、江南市国際交流事業基金繰入金はじめ 3 項目でございます。

続きまして、84ページ、85ページの中段やや下をお願いいたします。

20款 5 項 2 目雑入、1 枚はねていただきまして、86ページ、87ページ上段やや下の10節電話料収入、87ページの備考欄の生涯学習課分は、電話使用料(学習等供用施設)はじめ 2 項目でございます。

続きまして、86ページのすぐ下、11節雑入でございます。

はねていただきまして、89ページの備考欄の最下段、生涯学習課分といたしましては、空調設備室外機修繕費返納金はじめ 5 項目でございます。

次に、はねていただきまして、92ページ、93ページの上段やや下をお願いいたします。

21款 1 項 5 目教育債、1 節社会教育債、93ページの備考欄の市民文化会館改修事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出のほうをお願いいたします。

184ページ、185ページの中段やや下をお願いいたします。

3 款 1 項 5 目学習等供用施設費でございます。

少しページが飛びますが、340ページ、341ページの下段をお願いいたします。

10款 4 項 1 目生涯学習費でございます。

続きまして、350ページ、351ページの中段をお願いいたします。

10款 4 項 2 目文化交流費でございます。

356ページ、357ページの上段やや下まででございます。

生涯学習課分としては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 349ページに図書館の修繕料ということであるんですけども、これは指定管理に入らないところじゃないかと思うんですが、どういう修理だったのか、分かれば教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらは、建築基準法第12条に基づく点検報告により、県のほうから是正の指摘がございまして、図書館の1階から2階に行く階段のほうで防災の垂れ壁が必要だということで、その設置をしたものでございます。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　353ページの市民文化会館整備等事業の中の舞台照明操作卓改修というのが、7,348万円というすごい高額なんですけど、こういう改修について、入札とか、そういうことがあるのか、どうしてこの金額になったのか、もし分かれば教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらは、市民文化会館の舞台照明の調光用の操作卓のほうが悪化が進んでおりまして、保守点検をしている業者から操作部分や電源部などの修理をしていただいて、延命措置を行っていただいていたんですが、基盤やそういう重要な部分のほうで製造中止となりまして、修理が不可能であったということで、また平成30年9月にメーカーサポートが終了したということで、その操作卓などをちょっと更新したということでございます。

入札につきましては、こちらは建築のほうに設計等の依頼を行いまして、総務課のほうで入札は適正に行っていただいております。

○委員長　よろしいでしょうか。

○山委員　昨年度の決算か、あるいは当初予算の審査の折にも話題になりましたが、成人の集い開催補助金ということで100万円が執行されておりますが、昨年度はどういうお金の使われ方がされたのでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　こちらの補助金につきましては、成人の集いにつきましては、実行委員会、成人の方が自ら実行委員会を立ち上げていただいて開催をしています。そちらに対する補助でございますが、内容といたしましては、会場の借り上げ費であったり、当日のパフレットの作成をしていただいたり、あとは当日かかる費用などに使っています。

○山委員　今、当日にかかる費用とおっしゃったんですけど、それはよく分からないんですが、ゲームか何かをやって、アトラクションで景品とい

うか、商品だとか、そういうので使っているんじゃないですか。海外旅行が当たるとかというようなこともやっていたんじゃないですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 景品のほうにも使っています。当然その辺りは市のほうと、あと市と共に後援をしていただいている青年会議所のほうとチェックはしておりますので、過大であるかどうかというのは、過大でないという判断をしております。

すみません、今の当日にかかる費用につきましては、市の市費以外にも企業の協賛金のほうも充てておりまして、全てが市費を使っているということではございませんので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 353ページの歴史民俗資料館のことでちょっとお聞きしたいんですが、古文書のデジタル化というのがあって、毎年結構金額があるんですけども、古文書はこれから残していくのに必要かと思うんですが、これはデジタル化したものもちゃんと市民が見られるという状況になっているんでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらの古文書デジタル化委託料につきましては、地籍図のほうはかなり老朽化をしていると。かなりぼろぼろになってきているということで、こちらを今後残していくということで、デジタル化を行ったものでございます。こちらにつきましては、また継続的にはデジタル化していくようには考えております。

一応、展示のほうもしています。ちょっと確認いたしますが、見ることは可能であると思っております。

○三輪委員 実際のものでデジタル化のものと両方ということか、デジタル化したものはもうどこかに入れてしまって、実際のものは見られないということでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 実物については、かなり老朽化しているので、見せられるかどうかというのは、当然見せるに耐え得るものかどうかということもありますので、基本的には、その状態によるというふうに考えています。

○委員長　　よろしいでしょうか。

御答弁いいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　デジタル化したものについては、来館者のほうにお見せをしております。

○委員長　　いいですか。

○三輪委員　　355ページの世界平和を願うパネル展というのが20万976円ということで、毎年8月にパネル展とか、朗読会とかやっていたいて、作文とかも書いてあって、大変平和のためにやっていたいて思うんですけども、今年ちょっと新型コロナウイルス感染症とかでできなかったんですが、例えばそのパネル展を中学校に回覧するとか、何かそういう、ちょっとあそこ1か所だけではなかなか市民が見られないというか、特に若い人にそういうのを考えてほしいなということで、例えばその方法なんかを考えていただけないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　　パネル展につきましては、こちらは校長会のほうで照会いたしまして、今も中学校のほうで、パネル展のほうは、希望されているところはやっています。

○委員長　　よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　質疑も尽きたようでございますので、続いてスポーツ推進課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　それでは、スポーツ推進課所管のまずは歳入につきまして御説明させていただきます。

決算書の64ページ、65ページの中段をお願いいたします。

13款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター使用料はじめ13項目でございます。

次に、80ページ、81ページの中段やや上をお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料でございます。備考欄のスポーツ推進課分は、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛んでいただきまして、90ページ、91ページをお願いします。

20款5項2目雑入、11節雑入でございます。スポーツ推進課分は、91ページ、備考欄の上段、スポーツセンターネーミングライセンス料はじめ4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

356ページ、357ページ中段やや上をお願いします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。右側の備考欄、人件費等から、少しページが飛びまして、365ページ上段のスポーツセンター建設事業まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○岡本委員 357ページの各種スポーツ大会開催事業の中で、コミュニティ・スポーツ祭開催事業というのがありますけれども、こちらは各地域で行われていたものですが、各地域の参加人数とかは分かるでしょうか。お願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 令和元年度のコミュニティ・スポーツ祭の参加人数でございますが、小学校10校区で合計が6,371名の参加がございました。

校區別には、古知野東小学校1,144名、古知野西小学校390名、古知野南小学校900名、古知野北小学校257名、布袋小学校682名、布袋北小学校1,110名、宮田小学校390名、草井小学校386名、藤里小学校302名、門弟山小学校810名、以上で合計6,371名でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続きまして、こども未来部こども政策課について審査をいたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○こども政策課長 令和元年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、こども政策課所管分について御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

決算書の62ページ、63ページの下段をお願いいたします。

13款1項5目土木使用料、3節都市計画使用料の備考欄、こども政策課分は、最下段、コミュニティ・プール使用料でございます。

続いて、66ページ、67ページの下段をお願いいたします。

13款2項7目教育手数料、1節教育総務手数料の備考欄、放課後児童健全育成手数料でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金、備考欄、児童扶養手当支給費負担金はじめ3項目でございます。

同じく69ページの下段をお願いいたします。

14款2項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金の備考欄、こども政策課分は、児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金はじめ4項目でございます。

続いて、72ページ、73ページをお願いいたします。

上段でございます。14款4項2目民生費交付金、1節児童福祉費交付金の備考欄、こども政策課分は、子ども・子育て支援交付金でございます。

同じく73ページの下段でございます。

14款4項5目教育費交付金、1節教育総務費交付金の備考欄、子ども・子育て支援交付金でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

上段でございます。15款1項1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金の備考欄、こども政策課分は、児童手当費負担金はじめ2項目でございます。

同じく75ページの下段、15款2項2目民生費県補助金、2節児童福祉費補助金の備考欄、こども政策課分は、地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

中段でございます。15款2項6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金の備考欄、こども政策課分は、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ2項目でございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

上段でございます。15款3項2目民生費委託金、1節児童福祉費委託金の備考欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いします。

中段でございます。16款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃借料の備考欄の最下段で、こども政策課分は、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

続いて、少し飛びますが、90ページ、91ページの上段をお願いします。

20款5項2目雑入、11節雑入の備考欄、こども政策課分は、子育て短期支援利用料はじめ4項目でございます。

同じく91ページでございますが、中段でございます。

20款5項3目過年度収入、1節過年度収入の備考欄、中段やや下、こども政策課分は、平成30年度分児童手当費国庫負担金精算金はじめ3項目でございます。

歳入は以上でございます。

続いて、歳出でございます。

186ページ、187ページをお願いします。

中段やや下から198ページ、199ページまでが3款2項1目こども政策費でございます。

そして少し飛びますが、284ページ、285ページをお願いします。

上段でございます。8款4項3目木賀公園コミュニティ・プール費でございます。

また、少し飛びますが、320ページ、321ページをお願いします。

321ページの中段から322ページ、323ページまでが、10款1項3目放課後児童費でございます。

歳出が以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。



これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 石原委員 決算書の284ページ、285ページの上段の木賀公園コミュニティ・プール運営事業について、光熱水費が、予算が65万4,000円に対して67万7,000円と2万3,000円ばかりですけれども、少しオーバーしておりますけれども、要因は何でしょうか。

また、その予算はどのような考えで設定されていますか。

- こども政策課長 木賀コミュニティ・プール光熱水費でございますが、前提として、プールの開場に当たりまして、気温が高い日は水を足して水温を下げております。その水を足した分が、今回水道使用料と下水道使用料が増えたという理由でございますが、令和元年度というのは、気温が高い日が多かったという状況でございます。

ちなみに、予算としましては、過去3年間の平均により積算をしております。平成28年度と平成30年度は気温が高かったということで、水を足したことで決算も多かったと思うんですが、平成29年度は晴れが少なく、気温がそれほど高くなかったので、足し水の量も少なかったということが予算の積算に当たって、今回超えてしまった要因であると考えております。

- 石原委員 分かりました。ありがとうございます。

次に、成果報告書のほうですけれども、142ページ、143ページの子育て不安の解消の成果状況にある家庭児童相談等件数が、平成28年度の2,815件から2,428件と387件減少しておりますけれども、要因が分かれば教えてください。

- こども政策課長 この家庭児童相談の件数というのは、こども政策課の窓口で相談を受ける場合と、子育て支援センターで相談を受ける場合がございます。

令和2年2月、3月頃から新型コロナウイルス感染症が徐々に出てきました。3月には、子育て支援センターを閉所いたしました。その閉所した関係で、子育て支援センターに来所する方が少なかったということで相談件数が減ったものだと考えております。

- 石原委員 今、閉鎖ということですがけれども、子育て支援センターで子育て

てサロンというのを開催していると思いますけれども、これの新型コロナウイルス感染症に係る影響はいかがでしたでしょうか。

- こども政策課長　子育て支援センターにつきましては、先ほどもちらっと申しましたが、第1・第2の子育て支援センターは、3月2日から5月31日まで閉所をしました。第3子育て支援センターは2月29日から6月1日まで閉鎖をしておりました。その関係で、当然その間というのは来館者がいなかったということでございます。

今は開設しておるわけですが、今は毎日予約制にしていまして、午前・午後とあるわけですが、人数を区切って開設をしております。第1・第2子育て支援センターについては、午前・午後各7組を予約制で来所していただいております。第3子育て支援センターのほうは、9時から11時と13時から15時で開設しておりますが、午前・午後各8組ずつ予約で来所していただいている状況です。

- 石原委員　分かりました。

次のページの成果報告書の144ページ、145ページの子育てに困っている家庭への経済支援等の独り親家庭への就労教育支援件数、これは6件と目標8件に対して未達成となっておりますけど、これについても要因が分かれば教えてください。

- こども政策課長　この就労教育支援の事業でございますけれども、自立支援教育訓練給付と高等職業訓練給付の二本立てでやっております。

それぞれちょっと説明させていただきますが、自立支援教育訓練給付は、対象となる方が児童扶養手当を受給しているか、同程度の所得水準の独り親の方が対象となっております。講座が、例えば医療事務でありますとか、簿記検定、ヘルパー講習とか、介護職員初任者研修、介護福祉士などのそういった研修が該当しております。そういった資格取得に当たっての講習費用の6割を支給する事業となっております。

もう一つの高等職業訓練給付費というのは、対象となる方が母子家庭であったり、父子家庭である方が、例えば看護師であったり、介護福祉士であったり、就職の際に有利になるような資格取得のために1年以上養成機関で修業するような場合に、修業期間中の生活費負担軽減のために給付金を支給す

るというものであります。

どちらの事業も、市に相談に来られる市民の方が、相談の中で、そういったお話の中で御案内をしているところなんですけれども、令和元年度はそういった相談が想定よりも少なかったということでございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○山委員　学童保育に関しまして、成果報告書の169ページに、各保育室の利用状況ということではありますが、ちょっとこの表が分かりにくいかなと思いました。定員が記載されているんですけど、実際定員以上に受入れを認めていると思うんですね。全員が全員100%来るわけじゃないので。ですから、受け入れた児童数も来年度以降ここに記載していただければ、年間の平均出席率ということもよく理解できますので、ぜひお願いしたいということがまず1点ですが、どうですか。

○こども政策課長　そのように進めてみたいと思います。

○山委員　例えばここですと、布袋北学童保育所が56人定員で、1日の平均、年間の平均出席者が59.8人、これはちょっと定員を上回って、いっぱいということなんでしょうけれども、隣の平均出席率が68.7%になっているので、ちょっと違和感を覚えるので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、次のページには放課後子ども教室のほうが書いてあるんですが、これも定員に対して何人受け入れたのかということも書いておいてもらえるとありがたいと思いますので、お願いします。

それで、もう一点だけお尋ねしたいんですが、取組における課題ということで、170ページの最下段に記述がございまして。学童保育と放課後子ども教室を学校の敷地内で一緒にやっている場合は、合同で学習や体験活動を行う共通プログラムの実施校を拡充する必要があるという記載です。

別にこれに反対するものでもないんですが、学童保育というのは保育に欠けるということで、親御さんが働いているからそこで受け入れるよと。それに対して、子ども教室は居場所づくり、遊び場づくりということで目的が違うわけですので、そこで無理に共通プログラムを実施する必要もないのではないかなと。国のほうでは、そういうことを進めているような感じですけども、一緒にやるというメリットが、いまいち私にはなぜなのかというのが

ちょっと理解できないんですけれども、この点どうお考えなのか。国からの補助金が受けられるとか、そういう市当局にとってのメリットというのがあるのでしょうか。

- こども政策課長 共通プログラムについては、先ほど山委員がおっしゃられましたけれど、やるかやらないかで補助金の算定に影響するかしらないかということで申しますと、それは影響はしません。県内でも、放課後子ども教室を実施している自治体は多くありまして、全国的にも、確かに毎日というような頻繁にやっているところは少なく、年に数回とかというところでは、江南市においても頻繁にやっているわけではなくて、月に1回、2か月に1回というような頻度でやっているというところでは、

共通プログラムを行うメリットということですが、確かにそれぞれの学童と、フジッ子教室（放課後子ども教室）の目的というものは違うわけですが、同じ小学校に通う学年の違う子供たちが、それぞれ異年齢、年齢の違う子供たちが触れ合う機会を持つということは、それはそれとしてメリットがあると思っています。

- 山委員 今の御答弁の最後のところは、補助金については影響ないですよということなんですけど、別に学童保育でも異年齢を同じ空間で預かっていますので、今の答弁で私はちょっと理解できなかったんですけど、最後のところ。

それで、この両者を一体にしてやっていてもいいんじゃないかというような議論がありますよね。私は、ちょっとうがった見方かもしれませんが、これは別に批判するものでもないんですけれども、月に1回とか、2か月に1回とか、やれるんだったらやってもらってもいいんでしょうけど、一体化されるとか、そういう方向になると、学童保育の質が低下するんじゃないかなという懸念を持っていますので、人手不足だとか、いろんな問題があるんでしょうけれども、やっぱり学童保育は学童保育、放課後教室は放課後教室という、きちっとすみ分けをして考えていただくのがよろしいんじゃないかなというふうに思いましたので、その辺で御理解いただきたいと思います。

- こども政策課長 先ほどの私の答弁でちょっと訂正がございました。申し訳ありません。

共通プログラムを行うということで、国庫などの補助について特段影響がないというふうに申しあげましたけれど、大変申し訳ありませんでした。補助額が上限はございますけれど、影響があるというふうなことでございました。

最後の山委員がおっしゃられた学童は学童、放課後は放課後でそれぞれやるのがよいのではないかという御意見につきましては、国のほうでも、共通プログラムでもってやることに意義があるというふうに言っているところもございますので、御意見として伺わせていただきたいと思います。

○教育長 教育委員会所管になるので、私のほうから少しお話しさせていただきます。

今、山委員がおっしゃったように、目的が全く違うものです。学童保育に行っている子たちというのは、簡単に言うと、家に帰っている子たちでありますから、放課後教室には、家から来ているわけではないんですけれども、学校に残った子で、家に帰るまでの間活動するということでもありますから、学童保育に行っている子たちもそういうことに参加することは問題ないし、またそういうチャンスを与えてあげるという意味では、共通プログラムに参加するということは意義があるものというふうに考えております。

ただ、今現状としては、1・2年生、低学年を中心にやっております。それから月1回、あるいは学期に1回、ちょっと回数が少ないですけども、そういう機会にできれば参加できる体制を整えているということでもありますので、その辺は御理解いただきたいというふうに思っております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 手数料のところでは、67ページの収入のところでは、昨年3,730万円から今年4,349万円ほどで増えております。令和元年度に手数料が値上げというか、学童が値上げになって、例えば3,500円が普通の月で4,000円で、特に8月は5,000円から6,000円とか、かなり値上げになったので、手数料等が増えたと思うんですが、それなのというか、それでなのか、歳出のほうの321ページでいうと、健全育成で使った費用というのが、昨年の1億766万円から1億590万円と減っております。手数料が増えたから市の持ち出しが減ったということで、手数料を上げたことを合理化というか、よかったとい

うふうに判断されているのかもしれないんですが、今本当に学童が必要というか、ニーズが高まっているので、やっぱりこの3年間連続値上げというのが、保護者の方からは大変困るという話もあったんですが、値上げしたことについて、今どういうふうに総括されているのか、そこをお聞かせください。

○こども政策課長 手数料というのが、事業費及び人件費から成る総事業費に対しまして、公費負担・保護者負担の割合とも、国の運営費の負担の考え方とおおり、50%として整理をしております。平成30年度までは激変緩和措置を取って、学校休業日のみの利用の手数料や減免制度の見直しを実施してきたところでありまして、上がった方もいれば、減免制度を利用できる方も多くなったというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○三輪委員 3年間連続値上げだったということは妥当ということで、例えば今後もまだ値上げの予定があるとか、そういうことはいかがですか。

○こども政策課長 この先値上げするということは、今のところでは予定はございません。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 191ページの第2子育て支援センターのところの空調機設置工事費というのがありまして、ちょっと領収書も見せてもらったんですが、120万9,600円で、設置一式とかいうふうに書いてあって、ちょっと中身が分からなかったんですが、これは全くなかったところに設置したということなのか、ちょっと普通のクーラーをつけただけだと高い気がするんですが、もうちょっと詳しく分かれば教えてください。

○こども政策課長 第2子育て支援センターのエアコンのことですね。宮田保育園に第2子育て支援センターがあるわけですが、子育て支援センターは2階にございます。保育園自体は、エアコンが集中管理システムで、職員室でどの部屋のエアコン、空調をつけるかつかないかという集中管理になっております。

なおかつ、先ほど申しましたが、子育て支援センターは2階にございます。宮田保育園は園児の数が少ないせい、2階というのは園児の利用は割と少

なくなっております。園としては、主には1階を利用しております。子育て支援センターというのが2階にございまして、集中管理システムを使うと、子育て支援センターとしては朝から当然保護者の方が見えるわけで、利用したいということになるわけなんです、そうしますと、利用していないほかの2階の部屋もエアコンが使われるようなことになるものですから、もともとそういう集中管理のエアコンがあったわけなんです、そういう利用勝手を考えまして、単独空調ということで新たに設置をしたということでございます。

○三輪委員　この120万9,600円というのは、その部屋の空調で適切だったわけですか。

○こども政策課長　答えは適切ということでございます。予算積算に当たっては、当然見積りを何社かから取った上で予算立てをしているというところで、予算積算というのは適切だったというふうに考えております。

○委員長　よろしいでしょうか。

○三輪委員　見に行ってきます。

○委員長　質疑も尽きたようでございますので、ここで暫時休憩とします。

午後2時38分　休　憩

午後2時54分　開　議

○委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、保育課について審査をいたします。

当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○保育課指導保育士　それでは、保育課の所管につきまして御説明させていただきます。

令和元年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

最初に、歳入でございます。

上段、12款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、保育所保育料でございます。

最下段、13款1項2目2節児童福祉使用料のうち、備考欄、保育所保育料はじめ6項目でございます。

66ページ、67ページをお願いいたします。

上段、2項2目2節児童福祉手数料のうち、備考欄、延長保育手数料でございます。

68ページ、69ページをお願いいたします。

下段、14款2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ4項目でございます。

72ページ、73ページをお願いいたします。

上段、4項2目1節児童福祉費交付金のうち、備考欄、子ども・子育て支援交付金はじめ3項目でございます。

74ページ、75ページをお願いいたします。

上段、15款1項1目2節児童福祉費負担金のうち、備考欄、子どものための教育・保育給付費負担金はじめ2項目でございます。

最下段、2項2目2節児童福祉費補助金のうち、備考欄、施設型給付費等補助金はじめ6項目でございます。

80ページ、81ページをお願いいたします。

中段、4項6目1節児童福祉費交付金、備考欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

最下段、20款5項2目5節保育園給食費徴収金、備考欄、3歳以上児徴収金はじめ2項目でございます。

90ページ、91ページをお願いいたします。

上段、11節雑入のうち、備考欄、児童福祉等実習指導委託費はじめ4項目でございます。

中段、3目1節過年度収入、備考欄、平成30年度分子どものための教育・保育給付費国庫負担金精算金はじめ2項目でございます。

その下、21款1項1目2節児童福祉債、備考欄、保育園空調設備改修事業債（古知野中）はじめ2項目でございます。

続きまして、保育課所管の歳出でございます。

少しはねていただきまして、198ページ、199ページから208ページ、209ページの上段までが3款2項2目保育費でございます。



補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時 59 分 休 憩

午後 2 時 59 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第64号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

### 議案第65号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第65号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第65号 令和元年度江南市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明をさせていただきます。

決算書の373ページをお願いいたします。

歳入については、374ページ、375ページ上段、1款国民健康保険税から、378ページ、379ページの7款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございますが、380ページ、381ページ上段、1款保険

給付費から、384ページ、385ページの8款総務費まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時01分 休 憩

午後3時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第65号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

### 議案第68号 令和元年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続きまして、議案第68号 令和元年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願ひいたします。

○高齢者生きがい課長 それでは、議案第68号 令和元年度江南市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につきまして、御説明をさせていただきます。

事項別明細書の408ページ、409ページをお願ひいたします。

初めに、歳入でございます。

408ページ、409ページの1款保険料から、412ページ、413ページの8款3

項2目1節雑入まででございます。

次に、歳出でございます。

414ページ、415ページをお願いいたします。

414ページ、415ページの1款総務費から、422ページ、423ページの7款1項1目予備費まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 409ページの介護保険料なのですが、普通徴収の方の滞納というか、未済がかなりあるんですが、未済の方の人数というか、何人ぐらいというのが分かれば教えてください。

○高齢者生きがい課長 未済の方の人数でございますが、合計で425名でございます。内訳として一番多いのは、第4段階で94名の方で、その次に多いのが第1段階、一番保険料の低い方で93名の方というふうになっております。

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員 417ページの介護認定事業のところ、調査委託料というのが昨年81万円から173万円と2倍以上になっているんですが、これの理由が分かれば教えてください。

○高齢者生きがい課長 介護認定調査委託料につきましては、県外の施設であるとか、それから医療機関であるとか、そういったところに入ってみえる方については、市のほうから調査員が赴くのではなくて、その施設内のほうで調査を委託しまして、調査結果をもって介護認定のほうを行っております。この調査委託料については、増加をした要因についてはちょっと分かりませんが、全部でこの委託料が567件という件数でございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○三輪委員 421ページに任意事業というのがありますが、例えばこの任意事業というのはどんな事業があるのか、教えてください。

○高齢者生きがい課長 任意事業の中で、具体的なものとして御説明をいたしますと、まず賃金が載っておりますが、こちらは県営松竹住宅にシルバーハウジングというものを32世帯分準備してございます。このシルバーハウジングというものは、相談者が日中ついて、生活相談とか、そういったものができるサービスということで、この臨時職員賃金というのは、その県営松竹住宅のところで、生活援助員として2名の方を雇用して、交代で平日勤務をしてもらっているものですが、そちらの分の賃金でございます。

それからもう一つ、令和元年度から印刷製本費の一般事業用というところの中にあるんですけども、高齢者の方でお一人での外出に不安のある方に対して、見守りシールというものを配付いたしました。令和元年度からこれは始まっておるものでございます。QRコードがついたもので、衣服に貼るためのものが30枚、それからつえなどに貼る防水されたものが10枚、40枚1セットのものを配付しております。そういったものをお配りしてきたところが任意事業の代表的な事業といったところになります。

もう一つ、423ページの上段のところに給食サービス費というものがございます。宅配の給食業者から給食を取っていただいた場合に、1食当たり250円を補助するというものでございますけれども、こちらのほうはおひとり暮らしであるとか、そういったところで特に見守りが必要な方に対して、このサービス提供をしておるところでございます。1食250円ですので588万9,250円、割り返しますと2万3,557食分を支出しておるということでございます。

○委員長 よろしいでしょうか。

○三輪委員 419ページにちょっと戻って、地域支援事業の中の介護予防・生活支援サービス費の2億6,166万1,103円というのがあるんですが、これが多分要支援1・2の方が使われるものじゃないかと思うんですけど、それで成果報告書の246ページを見ますと、要支援1の方が527名と、要支援2の方が593名というふうになってはいますが、この中で訪問介護を使われている方とか、通所サービスを使われている方の人数がもし分かれば教えてください。

○高齢者生きがい課長 このサービスを使われている方の人数ということですが、すみません、ちょっと人数については現在把握をしておりませんので、

よろしく申し上げます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○三輪委員　　調べれば……。

○委員長　　調べれば分かりますか。

○高齢者生きがい課長　　9月時点の審査分の利用人数ということであれば、今手元に数字がございます。

令和元年度の9月審査分、9月に支払いをした分でございますが、訪問介護相当という部分、この事業ができる前から訪問介護を利用して、そのまま引き続き利用しておられる方が236名、それからAというサービス、緩和基準サービスといたしますけれども、そちらが30名の方が利用しておられます。

ちなみに、あと通所サービスのほうでいきますと、同じく9月に審査をして支払いをした分で、通所介護の援助サービスの相当分で使っておられる方が523名、それから基準を緩和したAというサービスを使っておられる方が106名でございます。

○三輪委員　　すみません、そのAの緩和というのをもうちょっと詳しく教えてもらってもいいですか。

○高齢者生きがい課長　　総合事業のサービスの類型でございますが、サービスAというものが、そもそも人員配置とか、そういった基準を緩和して行われるサービスでございます。

それから、ほかに先ほど言いました訪問介護相当というものでございますけれども、こちらは先ほども言いましたが、既にサービスを利用していたケースで、継続してそのままの体制でのサービスを利用されてみえる方、それから、もう一つ訪問型サービスには、あとBとか、Cとか、Dとかあるんですけども、まずサービスBというのが住民主体によるサービス提供でありまして、こちらは地域住民が主体となって行う生活援助などのサービスのことでございます。

それから、訪問型でサービスCといたしますのが短期集中型のサービス、短期集中予防サービスといたしまして、こちらはサービス提供者としては、医療機関であるとか、そういったところが体力の改善であるとか、生活機能の改

善に向けて短期集中的に行うサービスのことでございます。

それから、サービスDというのがございまして、こちらが訪問型サービスB、地域住民主体のサービスに準じる形で行われるものでございますけれども、こちらは移動の支援を中心としたサービスということになります。

サービスの類型としては以上でございます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○三輪委員　　ちょっと戻って、409ページの保険者機能強化推進交付金というのがあるんですけども、これが昨年度より250万7,000円減っているんですけど、この強化推進交付金というのがどういうものか、ちょっと教えてください。

○高齢者生きがい課長　　この保険者機能強化推進交付金というものが国から出ておるんですけども、各市町が保険者になっているわけなんです、その保険者がやっている介護保険事業を点数化していきまして、その点数化の指標となるものが、自立の支援に向けてどれだけの事業を行っているかとか、それから重度化の防止について、どういった事業を行っているかといったところの質問項目で点数化がされていきます。その点数に応じて、各市町に推進交付金というものが分配をされてくると。決まった枠の中から分配をされてくるといったものでございます。

昨年度に比べまして、交付の金額が少し下がったということでございますが、質問の項目等々の違いもございまして、江南市のほうについては、自立支援重度化の防止といったような事業について、少し弱い部分があるのかなあというふうな分析もできるかと思えます。

○委員長　　よろしいでしょうか。

○三輪委員　　今、住民主体ですとか、特に要支援1・2の方の介護というのは、保険料を払っているのになかなか介護サービスを使えない状況とか、また要介護の1から5も、もし地域支援事業に行けたら行くようにというようなことが最近出されているようですが、本当に介護保険がきちんと機能するように、使いたいときに使えるようにしていく必要があつて、よく見ていかなきゃいけないなあと思うんですが、本当に必要な方が必要なものを使える

ように、市のほうで手だてを取っていただけるようよろしく申し上げます。

○委員長 要望でいいですか。

要望ということでよろしく申し上げます。

質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 17 分 休 憩

午後 3 時 17 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第68号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**議案第69号 令和元年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
認定について**

○委員長 続きまして、議案第69号 令和元年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がございましたらお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第69号 令和元年度江南市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明をさせていただきます。

決算書の425ページをお願いいたします。

歳入については、426ページ、427ページ上段、1款後期高齢者医療保険料から、最下段の4款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございますが、428ページ、429ページ上段、1款総務費から中段3款諸支出金まででございます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

- 三輪委員 426ページの保険料の徴収のところなんですけれども、やっぱり普通徴収の方で未済の方がございますが、何名ほどとかいうことは分かりますでしょうか。
- 保険年金課長 未済の額でございますが、1,453万5,200円ということで、こちらの内訳といいますか、実人数でございますが、189名分の額でございます。
- 委員長 よろしいでしょうか。
- 三輪委員 歳出のほうの広域連合納付金というのが、昨年の12億5,439万61円から13億1,822万285円ということですが、不用額が去年の2,735万円から1億5,181万円というふうには増えているんですけど、これについては、新型コロナウイルス感染症の影響とか、そういうことがあるんでしょうか。何か分かれば教えてください。
- 保険年金課長 こちらの不用額が多額となった理由としましては、まず予算の積算時に、広域連合のほうから基準の総所得が示されまして、そこに対して江南市の被保険者数を比率で割り返して、まず江南市の被保険者の総所得を出します。その総所得に対して保険料率を掛けて予算を立てるんですけども、その総所得の見込みが少し高くなり過ぎたために、予算の積算が多額になってしまったということで、歳入のほうはある程度適正な歳入でございましたので、結果として、予算と歳入の差額が不用額として多額になってしまったということでございます。
- 委員長 よろしいでしょうか。
- 三輪委員 昨年、その9割軽減とかが8割になったり、8.5割軽減というのが変わってきたりとかいうことがあるんですけど、こういうことでの保険料の滞納とか、未済の影響というのは特別ななかったというふうに考えられますか。
- 保険年金課長 軽減率が下がったということに関しては、直接的には影響がないと考えておりまして、年金生活者支援給付金だとか、あと介護保険料の見直しによりまして、若干バランスを取って制度設計がなされましたので、直接的な影響はないというふうに考えております。



○委員長 大丈夫でしょうか。いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 22 分 休 憩

午後 3 時 22 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 69 号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

続きまして、請願の審査を行いたいと思いますが、ここで新型コロナウイルス感染症拡大の予防のために、請願に対する内容に関係する職員以外の方は、退席していただきますようよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 3 時 23 分 休 憩

午後 3 時 37 分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 請願第 5 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書

○委員長 最初に、請願第 5 号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第 5 号、令和 2 年 9 月 1 日受付。件名、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願者、丹羽郡大口町余野六丁目440番地、尾北地区教職員組合、執行委員長、伊藤孝行ほか303名。

紹介議員、河合正猛、牧野圭佑、鈴木 貢、掛布まち子、堀 元、山登志浩、尾関 昭、東猴史紘。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1を御覧いただきたいと思います。

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書。

請願趣旨。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いです。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていません。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面しています。さらに、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子供たちや学校現場の負担となっています。そのような中、政府予算において、新学習指導要領の円滑な実施に向け小学校専科指導の充実などのために、1,411人の加配措置による教職員定数改善が盛り込まれました。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、子供たちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなりました。少人数学級は、保護者・市民からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれます。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠です。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請です。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つです。

つきましては、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出されるよう以下の事項についてお願いいたします。

請願事項。

1. 少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画を早期に策定し、実施すること。

2. 義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元すること。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査を行いたいと思います。

御意見を一人ずつお聞きしたいと思いますので、宮地委員さんのほうから御意見をお願いしたいと思います。

○宮地委員 ここに書いてある請願趣旨のとおり、私もそのように思います。別に問題ないから、このまま通していただいて結構です。

○委員長 オーケーということですね。賛成ということですね。

○宮地委員 賛成です。

○稲山委員 同じく賛成で結構です。

○山委員 ここに書いてあるとおりで結構ですし、特に江南市というのは財政的に厳しいということをやうつと言われてはいますが、特に義務教育ですので、ここにも書いてあるとおり、自治体間で格差が生まれてはいけませんので、この国庫負担率を2分の1に戻すということは早急にやらしてもらわなきゃいけませんので、今年もこの請願を出すことに賛成したいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○三輪委員 少人数学級を進めることや国庫負担率を2分の1復元することは大変いいことで、大賛成ですが、ちょっと請願趣旨に、今年度新型コロナウイルス感染症のことがあって、一般的にはソーシャルディスタンスが取れないということも少人数学級の理由というか、そうしてほしいという声が出てきたんですが、そのことがちょっと入っていないのが不思議には思いまし

たけれども、内容的なことについては問題ないと思います。

○委員長 分かりました。まあ、オーケーということで。

○石原委員 ずうっと継続して出されている内容なので、結構だと思います。いろいろまだ教員不足だとか、いろんな課題もあるかと思いますが、これで結構だと思います。

○委員長 ありがとうございます。

○岡本委員 教育は国が責任を持ってやるものであると私は思っておりますので、この文面には賛成をいたします。

○委員長 御意見も尽きたようでございますので、これをもって御意見をいただくのを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時44分 休 憩

午後 3 時44分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

各委員の皆さんの御意見は、採択するとの御意見でございますので、採択することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。本請願は採択とすることに決しました。

それでは、請願の採択に伴い、意見書の御協議をお願いいたします。

意見書の案を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時45分 休 憩

午後 3 時46分 開 議

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、事務局より意見書案の朗読をさせます。

○事務局 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）。

未来を担う子供たちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子供たちの健全育成に向けて、日々真摯に教育活動に取り組んでいるものの、いじめや不登校など

子供たちを取り巻く教育課題は依然として解決されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子供も多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。昨年度、文部科学省は、1,920人の定数改善を示した。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画が示されておらず、不十分なものであった。現在、小学校では新学習指導要領が全面実施となり、外国語教育については、学習内容や授業時数の増加により、子供たちや学校現場の負担となっているという声が多い。子供たち一人一人への指導の充実のためには、専門的な知識や指導方法を身につけた小学校英語専科教員の全校配置が必要である。また、少人数学級は、地域・保護者からも一人一人の子供にきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子供たちに行き届いた教育を行うためにも少人数学級のさらなる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって貴職においては、令和3年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、内閣官房長官、文部科学大臣、財務大臣、総務大臣。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

この意見書案について御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでございますので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 49 分 休 憩

午後 3 時 49 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまお認めいただきました意見書案を議長のほうに提出し、議会に提案、提出いたします。

提案理由は案のとおりでございますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 よろしければ、この意見書案を江南市議会会議規則第14条第2項の規定に基づき、委員会提出議案として議長に提出いたしますので、よろしくお願いをいたします。

---

#### 請願第6号 国の責任による少人数学級の推進を求める請願

○委員長 続きまして、請願第6号 国の責任による少人数学級の推進を求める請願を議題としたいと思います。

この請願につきましては、当委員会の傍聴の申出がありました。傍聴につきましては、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴することができるということになっております。

傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 御意見もないようでございますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

それでは、請願第6号 国の責任による少人数学級の推進を求める請願を議題といたします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第6号、令和2年9月4日受付。件名、国の責任による少人数学級の推進を求める請願。

請願者、江南市北山町東149番地、新日本婦人の会江南支部、代表、荒木桂子。

紹介議員、山 登志浩、掛布まち子、三輪陽子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2を御覧いただきたいと思います。

国の責任による少人数学級の推進を求める請願。

請願趣旨。

新型コロナウイルス感染拡大による臨時休業中や学校再開への移行段階で「3密」を避けるためにクラスの2分の1程度で授業ができる分散登校や時差登校が行われました。20人程度で授業を受けた子供たちからは「いつもより勉強がよく分かった」「手を挙げやすかった」などの声が聞こえ、教職員から「ゆとりを持って子供たち一人一人と丁寧に関わることができた」、保護者から「感染から子供を守るには20人くらいがいい」などの肯定的な声が上がりました。そして、20人で授業を受けられるようにすることが感染拡大を防ぐとともに、豊かな学びを実現することにつながることで実感されました。

今後、学校での感染拡大防止対策として教室の「密」を避けるための少人数学級・授業、学校規模の縮小などが必要です。そのためには教職員を増やすことが不可欠です。現行の40人学級では子供たちの命と健康を守ることができません。教室に「社会的距離」を確保するには20人程度で授業できるようにすることが必要です。

さらに、教職員も40人学級で感染防止対策をしながら、授業時間の確保に追われている学校現場の状況があります。「子供も教職員もくたくたになっている」「消毒作業など過重な労働」「感染拡大を招いてはならないという精神的負担」など悲痛な声が上がっています。

様々課題を抱えた子供たちが増える中、一人一人に行き届いた教育を保障するため、全国の多くの自治体が独自に少人数学級を実施していますが、国の責任による少人数学級は小2で止まったまま8年連続で見送られています。

コロナ禍の中で、少人数学級の推進は多くの父母・保護者と教職員、地域住民のより強い願いとなっています。これまでも、全国各地では自治体独自の少人数学級が今着実に前進しています。しかし、国の責任による施策ではないため、自治体間格差が広がっていることも厳しい現実です。教育の機会均等等を保障するためには、地方に負担を押しつけることなく、国が責任を持って少人数学級の推進とそのための教職員定数改善を行うことが極めて重要です。

以上の趣旨に沿って、以下の事項について、国に対する意見書を採択してください。

請願事項。

1. 子供たちの命と健康を守り、成長と発達を保障するため、さらなる少人数学級の推進を行うこと。そのために教職員増と教室確保を国の責任で行うこと。

2. 少人数学級を実現するために、国は、標準法を改正し、教職員定数改善計画を立てること。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

この請願につきましては、意見陳述の申出がありました。意見陳述につきましては、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるということになってございます。また、陳述出席者につきましては、3名を希望されております。

意見陳述を許可したいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もないようでございますので、意見陳述を許可いたします。意見陳述出席者の方に申し上げます。

陳述される方はお一人でお願いいたします。陳述時間はおおむね5分以内でお願いしたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

○陳述人（荒木） こんにちは。

いつもお世話になっております。新日本婦人の会江南支部の荒木桂子と申し



ます。

少人数学級の推進をということで、会員に聞いた話です。

孫の授業参観に行ったとき、授業を後ろから見ていました。後ろの席の子が、先生の指示と違ったことをしていました。担任の先生は、子供たちの席を回りながらノートを見ていましたが、後ろの席の間違ったやり方をしているところまで来ることができませんでした。もっとクラスの人数が少なければ、先生も全部の席の子を見ることができたのではないかと思いました。

教員の数を増やし、一人一人の子供にきめ細かい指導ができるようになれることを願っています。子供たちが安心して学校へ通うために、少人数学級の推進を、国に意見書をぜひ出していただきたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

これより、委員から陳述出席者の方々への質疑を行います。

陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構でございます。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いをいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○三輪委員 例えば、近隣ですと犬山市などが34人学級とか、県内でもみよし市が28人とかいうことで実施をしているということを知っているんですが、そういう他市町の子供たちの様子というのは聞かれたことはあるでしょうか。あったらお願いします。

○陳述人（杉本） 犬山市の状況ですけれど、犬山市は34人未満学級ということで大分前からやっていますが、さらにそれを少人数のグループに分けたりして、やっぱり先生たちの負担が随分違うということを知っています。

例えばテストの採点自体、40人目いっぱいのクラス、または34人未満だと、中には本当に二十七、八人で1クラスがある教室もあります。だから、そういう負担、テストの採点、それから通知表とか、いろんな評価することも違って来るし、授業中、机間巡視して、子供たち一人一人のノートを見ることができるといってもかなり違うということを知っています。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○山委員 私もこの請願の賛同人にさせていただきましたけれども、内容と

してはこれでいいと思うのですが、今回請願の内容で、新型コロナウイルスということで、コロナ禍の中で分散授業というような形で、2つに分けて、20人程度で授業をされたということが書かれておりますが、確認したいんですけど、もともと学級の規模がちょっと多いよと。30人、40人というのは大変だよということだと思いますので、仮に新型コロナウイルスが終息をして、コロナ禍が起こる以前の状況に戻った場合でも、基本的には少人数というのはやっていくべきだという認識でよろしいですか。

○陳述人（鈴木） 私も新日本婦人の会の役員をやっているんですけど、この少人数学級というのは、息子、もう50歳近いんですけども、その子たちが当事者である小学生の頃から、この団体の中ではずっと新型コロナウイルスに関係なく、少人数学級をということで運動してきましたので、今の御質問ですけども、コロナ禍が過ぎたときも、当然20人から30人、自治体によっても職員の確保とか、いろんなことで問題はあろうかと思いますが、少人数学級をそのまま継続するようなベースが、この時期につくれたら一番いいのではないかというふうに思っております。

新しい内閣で再任された方も、少人数学級というのをぜひ進めたいというふうに国のほうの姿勢は示されましたので、これが一番いいタイミングではないか。それでよかったとなったら、もう一回40人に戻すなんていうことは多分ないだろうと、先生も、その間に先生をやっていなかった方がもう一度復職されたりということで、いい形の新型コロナウイルスの落としした恵みが実現するんじゃないかというふうに私は思っております。

○山委員 要するに、こういうピンチの状況の中で、それをきっかけに、これを逆にある意味でチャンスと捉えて、いい方向に持っていきたいということですね。

○陳述人（鈴木） そうです。

○山委員 かしこまりました。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

陳述出席者は傍聴席にお戻りください。

○委員長　これより審査を行います。

御意見を一人一人お伺いしたいと思います。

まず宮地委員から、こちらのほうへずうっとお願いいたします。

○宮地委員　今の請願趣旨は重々理解させていただきました。

先ほどまとまった、この委員会から出す請願意見書とよく似ているし、少人数学級も同じように書かれておりますので、私としては、なぜまたこれを出すのかなあというのもあるもので、先ほど提出することに決まった意見書案だけで私はいんじゃないかなあという思いがあります。

そして、またこの請願に関しては、一生懸命皆さん文章も考えて作られたものだと思いますけれども、見送りというのかな、同じような内容でありますので、見送りということで、すみません、お願いいたします。

○稲山委員　今、宮地委員も言われましたけれども、一つは、この定数の少人数学級に関する請願につきましては、先ほど同じような内容の請願が採択されておりますので、別段2本出す必要はないだろうかなあという考えは持っておりますし、それと、先ほど真ん中に座っておられた方が言われましたけれど、今日の新聞に載っておりますけれど、文部科学大臣がウイズコロナと一緒に、これからは少人数学級をやっていこうといったことをしっかりとっております。そんな中で、そう2本も3本も一緒のような内容、新型コロナウイルスという言葉がないからもう一本出すんだよということではなくて、別段これでいいかなという気はしております。

それと、この文章の中で20人くらいがいいといったって、本当に20人がいいのか、そんなことはもっとしっかり精査しなきゃ、僕は分からないと思います。僕らの時代で30人学級、27人から25人しかおりましたけれど、布袋北小学校は。古知野南小学校は50人を超えておりましたけれど、しかしながら、同年代でそんなに差があるようなことはありませんでしたし、本当に少人数学級がいいのかといったことも、しっかりと考えていかなければならないと思います。

ちょっと話は違いますが、田舎で育った子供と都会で育った子供といった話が、これはニュースか何かでやっておりましたけれど、これは、田舎

で育った子供というのは、体力的には都会で育った子供より非常に群を抜いておると。しかしながら、都会で育った子供というのは、もまれてきますので、学力がやはり差が出てくるといったことを、これは統計的に出ておるといふことも言うておりました。

ですので、これは単身赴任の話でありましたけれど、単身赴任で子供を置いていかれるとといったことも一理ありますけれど、いろんなどころに行ったほうが子供のためにはいいだろうとといったことも言われております。

そんな中を鑑みますと、本当にその20人というのがいいのか悪いのか、そういうことをもうちょっとしっかりと精査するために、まずはこういった最初に出させていただきました定数改善計画の早期策定、そしてまた国から3分の1に削られました補助金をとにかく頂いて、市の財政負担を少なくして、先生や子供たちのために使っていただくといったような、まずはその請願をしっかりと意見書を出して、国からそういったものをもらっていただいた後に、こういった何人がいいだろうかといった話の中の、もしあるようでしたら請願を考えて、出していただければありがたいかなと思っておりますので、これに対して、出すか出さないかということであれば、これは一旦これに関しては見送りをさせていただいて、採択か不採択かという話であれば、今回は不採択とさせていただきたいかなと思っておりますので、以上です。

○委員長 分かりました。ありがとうございました。

○山委員 私は、この請願の紹介議員になっておりますので、賛成はさせていただきますが、先ほど宮地委員、稲山委員がおっしゃいましたけど、先ほど同趣旨の請願を採択して、意見書を出すということを決めましたが、先ほどの請願というのは教職員組合から出ているもので、そうした請願を提出する動きというのは、一般の市民の方というのは存じない情報ですので、基本的には。隠す情報でもないですけれども、一般には知られていない情報ですので、たまたまコロナ禍ということもあって、同じ議会に同じような内容が提出されたものだと私は理解していますし、先ほど決議というか、意見書の案も了承しましたけれども、その内容に加えて、この新型コロナウイルスの件も盛り込むような形で一本化するなり、ちょっと分厚くするなりして、意見書を取り扱えばいいと思っておりますので、まずそれはちょっと事務的なことです

けれども、そういうふうにやればいいと思います。

確かに20人ということが書いてあるんですけど、何人がいいかというのは若干精査する必要があるかと思いますが、現在の最大40人学級というのは多過ぎると思います。先ほどの請願にもありましたように、様々な事情を抱えたお子さんもおられるでしょうし、少子化の時代だからこそ、きめ細かく子供たちに目配りをして、指導していくというやり方のほうが私はいいと思いますし、格差だとか、貧困だとかいう問題もコロナ禍以前からありますし、さらにコロナ禍の中でそうした問題が顕在化をしてくるわけでありませう。

新型コロナウイルスが仮に一定程度終息したとしても、子供の教育格差という問題というのはなくなるわけではないわけで、むしろ拡大していくということは今懸念されているので、それを少しでも食い止めるためには、国の責任において、とりわけこの義務教育段階においては、全国平等に対応していく必要があるし、そのための予算を拡充していくということが必要だと思いますので、内容は重なりますけれども、これについても賛成という方針で臨みたいと思います。

○委員長 分かりました。

○三輪委員 同じ内容なので1つでいいというのは、ちょっと私も納得しかねるところがあるんですが、教職員組合から出されたものと、保護者といいますか、市民の方から出たものということで、やっぱり出す立場が違っておられます。市民の方というか、保護者の方のほうがより切実、教職員ももちろん切実ですが、というのがあってと思います。

今、国のほうも、今まで40人でいいと言っていたのが最近変わったということは、やはり子供の学力もそうなんですけれど、今回のコロナ禍におきまして、子供たちの安全を守るためには、今の40人学級ではちょっと無理があるということ、私もちょうと教室なんかを見せていただいたことがあるんですけども、本当に40人近くいると教室の中が本当に狭くて、先生が通るのも大変という状況もあります。

あと、本当に今日本の国の教育予算というのはすごく少ないので、欧米諸国ですと20人以下がほとんどですので、やっぱり今の人数のままでは困ると

ということで、これについても一応採択して、両方2本出す。2本、議会として難しいということでしたら、先ほどの採択したものに、やっぱりこのコロナ禍の中で子供たちの命や健康を守るということも入れた意見書というのを議会として作っていただけたらいいんじゃないかなということを思います。

○石原委員　私も、教育というのは世界の恒久平和にしても何にしても一番重要なところだと思っております。

　　だけど、先ほど稲山委員が言われましたけれども、ちょうどたまたま同じタイミングだったのかもしれませんが、同じくいみじくも少人数学級ということを出しております。

　　またこの中、先ほどのやつは非常に具体的に、いじめ、不登校、また外国人への教育だとか、そういったことにも対処できるということで書いてありますし、これがしっかり通っていけば、先ほどの国の流れもあるということで、しっかりやっていっていただけたらと思いますので、私はこれ1本でいいと思っております。以上です。

○岡本委員　先ほど出されました請願が可決、採択されました。今回、保護者の方からということを出しておりますけれども、私の意見といたしましては、今回は1本でいいのかなと、不採択のほうに1票入れようとは思っております。

　　私のところには、保護者の方から、何で少人数にするんだという逆の反対の意見の方も、申し訳ないですけど、いらっしゃいます。ただ、国の方針として、少人数に向かっているんだよという話はいたしております。人数が減ることによって、リーダーシップの発揮の仕方であるとかいうことを集団として学べなくなるんじゃないかという心配をされているという、保護者の変わった見方なのかもしれませんけれども、そういった方もいらっしゃることとも私は踏まえまして、今回教職員のほうから、先ほど採択しておりますので、そちらの1本でいいのかなという感覚であります。以上です。

○委員長　ありがとうございました。

　　御意見も尽きたようでございますので、これをもって御意見をいただくのを終結したいと思います。

　　暫時休憩いたします。

午後 4 時16分 休 憩

午後 4 時17分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第 6 号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数です。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたします。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただき  
たいと思いますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午後 4 時17分 休 憩

午後 4 時28分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 行政視察について

○委員長 引き続きまして、行政視察についてを議題といたします。

この件につきましては、6月の委員会におきまして、予算を伴わない形で  
御提案がある場合は、正・副委員長へ伝えていただくようになっておりました  
が、現在のところ御提案はございません。

何か御提案、御意見はございますでしょうか。

御意見もないようでございますが、御意見ありますか。

[「お任せします」と呼ぶ者あり]

[「見合せ」と呼ぶ者あり]

○岡本委員 今、御意見もございませんという意見がございましたけれども、  
今コロナ禍の状況でもありますし、またできるようになりましたら、また  
正・副委員長のほうで考えて、皆様に御提案させていただくという形で、一  
旦見合せということによろしいかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長 ただいま今年度の行政視察は見合わせたほうがよいという御意見

が出ましたが、このことについてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、今年度の当委員会の行政視察は当面見合わせることにし、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立ちましたら、改めて御協議いただきたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議もないようでございますので、今年度の当委員会の行政視察は当面見合わせることにし、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立ちましたら、改めて御協議をさせていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

---

### 研修会について

- 委員長　続きまして、研修会についてを議題といたします。

研修会につきましても、行政視察同様、予算を伴わない形での研修会の実施の御提案がある場合には、正・副委員長にお伝えいただくようお願いしてございましたが、現在のところ御提案はございません。

ここで何か御提案、御意見はございますでしょうか。

- 岡本委員　こちら先ほどの行政視察と同じように、また新型コロナウイルスのほううまく終息のめどが立ちましたら、皆さんに御提案させていただくという形でさせていただきたいと思っておりますので、見合せという形でよろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

- 委員長　開催を見合わせたほうがよいという御意見が出ましたが、このことについてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　それでは、今年度の当委員会の研修会は当面見合わせることにし、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立ちましたら、改めて御協議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

---

### 市民と議会との意見交換会について



○委員長　　続きますして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、8月20日に開かれました各派代表者会議におきまして、今年度は各常任委員会で意見交換会の実施方法、テーマ、日程、開催場所などを決定し、広報も含め、各常任委員会で責任を持って意見交換会を実施していくことと議会改革特別委員会での協議結果が報告され、了承が得られたところでございます。

これにおきまして、本日皆様に御協議をお願いするものでございます。なお、過去の委員会別テーマと団体との意見交換会等の実績をタブレット端末に配信してございますので、参考にしてください。

それでは、何か御意見はございますでしょうか。

○山委員　　ちょっと確認したいんですけど、実施をするかどうかもここで決めるんですか。実施するという前提なんですか。

○委員長　　それも決めるということ。

○山委員　　実施するかどうか。

実施するというのであれば、どうしても絶対にやってほしいということではないですけれども、もしやるということによって皆さん賛同していただけるのであれば、不特定多数でどなたでもという形は、ちょっと今こういう状況で難しいですよ。研修会だって、そういうふうでやらないわけですし、視察も。

ですから、例えばこれを見ますと、2月に、新型コロナウイルスのはやる直前だと思うんですけど、滝高校の生徒と懇談会ということでしたので、今度、市内に公立高校がほかに3つありますので、そのどこかの学校と、公立高校の地元の若者との懇談ということはどうでしょうか。ただ、学校側もいろいろ懸念していると思いますし、入試ということもこれから控えていくと思うので、やるのであれば、できるだけ早めにやるという形でどうでしょうか。

○委員長　　ほかに御意見はございますか。

○岡本委員　　今、山委員から高校の方々といかがかというものもありますけれども、準備のこともいろいろありますし、新型コロナウイルスの終息という

ことも分からないので、それも踏まえつつ、取りあえず見合わせておいて、うまくいったら、そういうことを始めるというような形でいいのかなと思いますので、今回の意見交換会に関しても、取りあえず見合せをしたらいかがかなと僕は思っております。

その上で、それができるのであれば、今、山委員が言われたようなことを検討したらいいのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○山委員　やるのにこしたことはないですけども、どうしても早急にやらないと困るとかというわけでもないですし、学生の方とか、若い方とか、そういう団体から、向こうからアプローチがあれば、こちらとしても対応を決めなきゃいけないですけど、こちらの一方的な思い、考え方ですので、副委員長がおっしゃるように、今年は一見見合わせておいて、その状況を見ながらということでも私もいいと思います。

○委員長　分かりました。

今年度、市民と議会との意見交換会の開催は見合わせたほうがよいという御意見が出ております。

このことについて、何か御意見はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、今年度の当委員会の市民と議会との意見交換会は、当面見合わせることにし、新型コロナウイルス感染症の終息のめどが立ちましたら、改めて御協議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

以上で、厚生文教委員会を閉会したいと思います。

午後 4 時 35 分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項  
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 伊藤吉弘